

45教社号外  
昭和45年10月日

殿

長野県教育委員会教育長

長野県指定文化財調査報告第3集の贈呈について  
(通知)

この報告書を刊行しましたので、贈呈します。

受領したならば、その旨お知らせください。

長野県指定文化財  
調査報告 第3集

長野県教育委員会





1 文化財分布図



2 石造积如来坐像

埴科郡坂城町 满泉寺所藏



3 桐鳳文透影曳社騎立

慈山市小菅 小菅神社所蔵



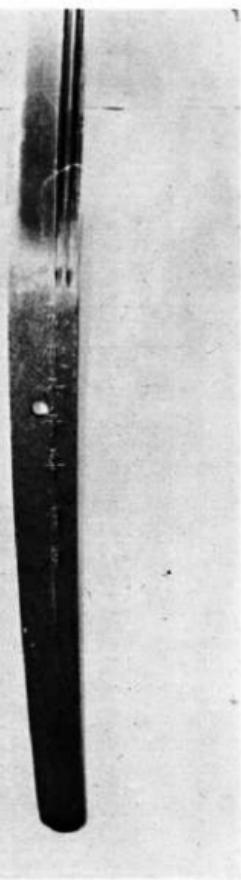
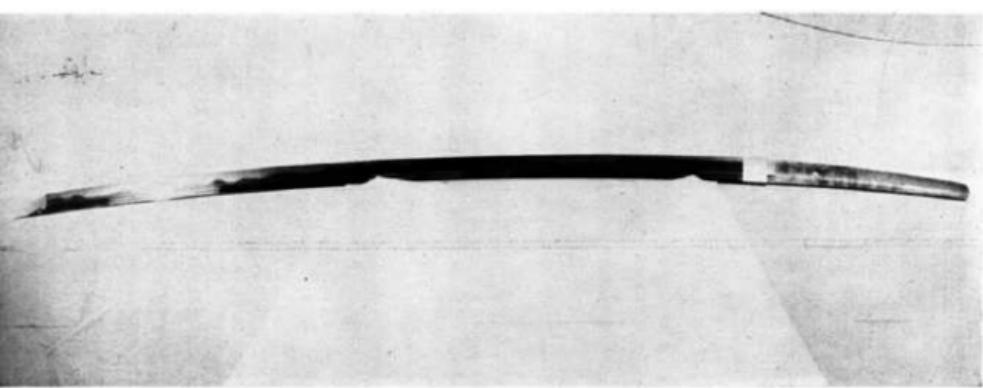
4 竹鳳凰文透雕奥社牆立

飯山市小菅 小菅神社所藏

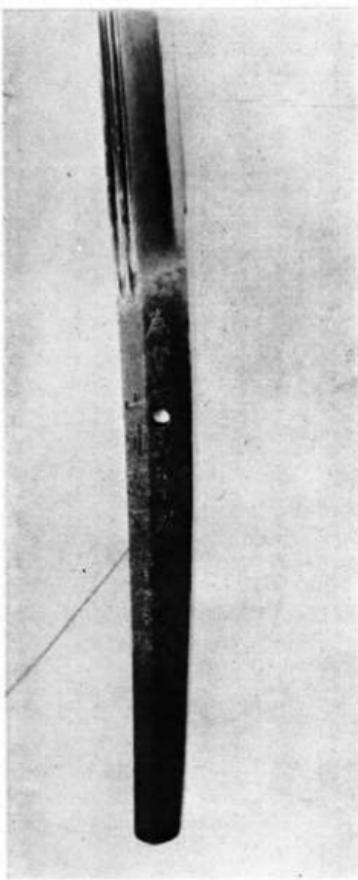


5 木造觀音菩薩立像

大町市九日町 金原元宿氏藏



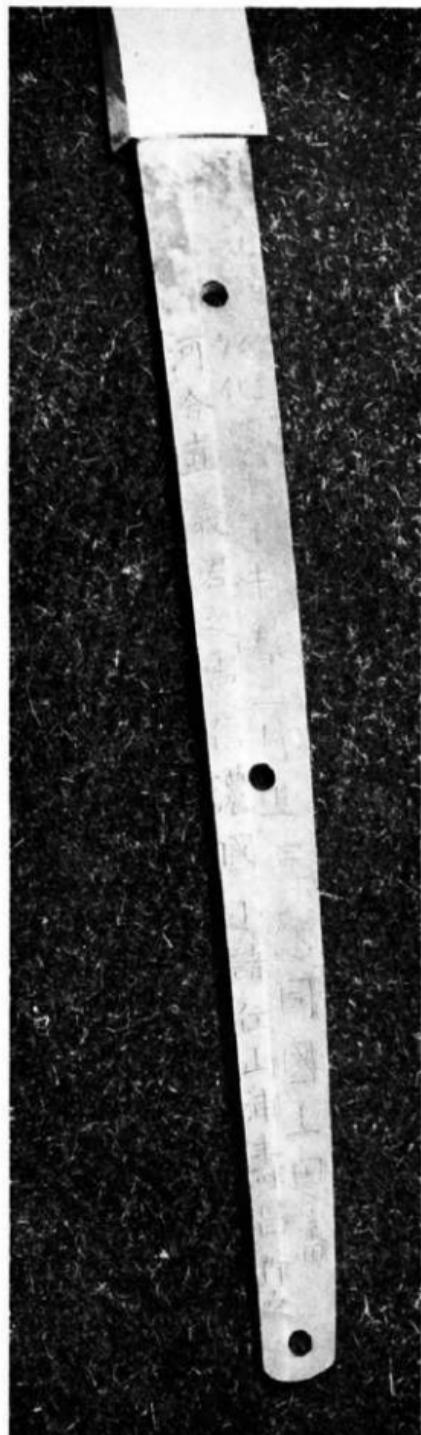
6 太刀（山浦清磨作）



松本市錦町 江原正一郎氏所蔵



7 太刀（山浦真雄作）



上田市 河合平輔氏所蔵



8 御代田一卫塚

北佐久郡御代田町



9 松代城（海津城）跡

長野市松代町



10 高遠城跡

上伊那郡高遠町



11 井上氏城跡

須坂市井上



## まえがき

当委員会は、文化財保護条例の規定によって、昭和三十九年八月二十日に長野県宝三件・長野県史跡四件・長野県天然記念物二件の指定をし、統して十一月二十六日に長野県史跡二件の指定をした。

さらに、昭和四十年一月十四日に長野県宝七件、二月二十五日に長野県宝一件・長野県史跡七件・長野県天然記念物二件をそれぞれ指定した。

これは、その調査報告であつて、これらの文化財の理解に役立せるためにまとめたものである。ただし、柴宮銅鐸ほか七件は調査担当者のつごうによって含まれていない。

執筆分担および執筆者は、次のとおりである。

石造积起如来坐像 前長野県文化財専門委員 東京国立博物館学芸部長 倉田文作

木造觀音菩薩立像

桐竹鳳凰透彫奥社脇立

板繪著色三十三身図

銅製雲板

銅製鈔口

諏訪大社上社前宮神殿跡

高遠城跡

松代城(海津城)跡

御影陣屋跡

太刀

長野県文化財専門委員

宮入昭平

太刀

長野県文化財専門委員  
信濃史料刊行会常任委員

金井喜久一郎

御代田一里塚

中野県庁（中野陣屋）跡

"

井上氏城跡

諏訪大社社叢

"

八方尾根高山植物帶

"

木ノ下のケヤキ

"

武水別社神社叢

"

長野県文化財専門委員

佐崎林治

"

指定および刊行にあたっては、多くの人びとからご協力をいただいたが、特に地元の市町村教育委員会、所有者の方々から多大なご配意をいただいた。また専門委員の諸先生にはお忙しいところ、調査していただき、執筆していただいた。この機会に感謝申し上げるものである。

昭和四十五年三月

長野県教育委員会

目 次

まえがき

長野県宝

石造觀音迦陵頻迦坐像.....三

木造觀音菩薩立像.....四

桐竹鳳凰文透影與社脇立.....六

板繪著色三十三身圖.....八

銅製塔口.....一五

銅製雲板.....一七

太刀.....一九

太刀.....一〇

太刀.....一一

太刀.....一二

長野県史跡

諏訪大社上社前宮神殿跡.....一五

高遠城跡.....一七

松代城(海津城)跡.....一〇

御代田一里塚.....一一

中野県厅（中野陣屋）跡 ..... 三五

御影陣屋跡 ..... 三九

井上氏城跡 ..... 四一

長野県天然記念物

諏訪大社上社社叢 ..... 四九

八方尾根高山植物帶 ..... 五一

武水別神社社叢 ..... 五五

木ノ下のケヤキ ..... 五七

付 錄 ..... 五九

図版・挿図目次

1 文化財分布図 ..... 扉裏

2 石造軒迦如来坐像 ..... 図版一

3 桐鳳凰文透彫奥社脇立 ..... 図版二

4 竹鳳凰文透彫奥社脇立 ..... 図版三

5 木造觀音菩薩立像 ..... 図版四

6 太刀 ..... 図版五

7 太刀 ..... 図版六

8 御代田一里塚 ..... 図版七

9 松代城（荷津城）跡 ..... 図版八

10 高遠城跡 ..... 図版八

11 井上氏城跡 ..... 図版八

12 井上城跡説明板 ..... 一

13 石造軒迦如来坐像（正側） ..... 二

14 石造軒迦如来坐像（背面） ..... 三

15 木造觀音菩薩立像 ..... 四

16 桐鳳凰文透彫奥社脇立 ..... 五

17 竹鳳凰文透彫奥社脇立 ..... 六

18 迦樓羅図 ..... 七

19 阿修羅図 ..... 八

20 迦樓羅図裏 ..... 九

21 阿修羅図裏 ..... 一〇

22 井才天図 ..... 一一

23 不明図 ..... 一二

24 井才天図裏 ..... 一二

25 不明図裏 ..... 一二

26 電女図 ..... 一二

27 天部図 ..... 一二

28 童女図裏 ..... 一二

29 天部図裏 ..... 一二

30 天大将軍身図 ..... 一二

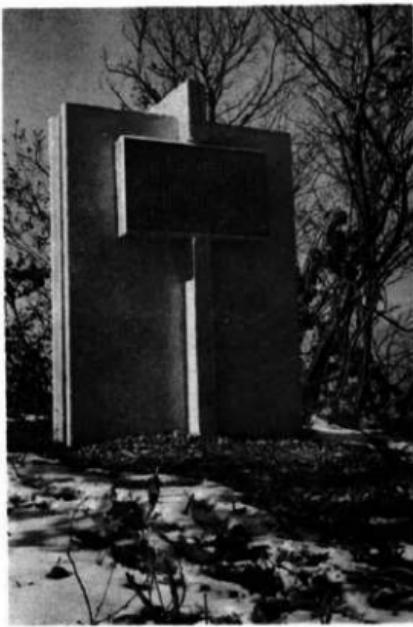
31 昆沙門図 ..... 一二

32 小王身図 ..... 一二

33 天大将軍身図裏 ..... 一二

56	太刀拓影(裏)	57	太刀拓影(四)	58	御代田一里塚説明板	59	諏訪大社上社前宮内御玉社	60	諏訪大社上社前宮五十間廊	61	高遠城跡	62	高遠城網張り	63	高遠城跡本丸正面の 井形石壁	64	松代城跡本丸正面の 井形石壁	65	松代城跡指定地域図	66	御代田一里塚東塚	67	御代田一里塚断面図	68	御代田一里塚指定地域図	69	御代田一里塚東塚	70	文政ころの中野陣屋	71	中野県庁となつた法運寺	72	中野県中央公民館(舊御) 跡指	73	中野県庁(中野陣屋)跡石垣	74	標識	75	旧稻荷社のあつたところ	76	中野県庁(中野陣屋)跡指	77	御影陣屋(文政三年)	78	御影陣屋跡指定地域図	79	御影陣屋跡指定地域図																																																																		
55	太刀拓影(表)	54	太刀拓影(裏)	53	太刀拓影(表)	52	太刀拓影(裏)	51	銅製鏡板	50	銅製鏡口(裏面)	49	銅製鏡口(裏面)	48	銅製鏡口(裏面)	47	増長身	46	比丘尼身	45	増長身	44	比丘身	43	比丘尼身	42	比丘形	41	比丘形	40	比丘形	39	比丘尼身	38	比丘身	37	比丘尼身	36	宰官身	35	婆羅門身	34	小王身	33	毘沙門天裏																																																																				
55	太刀拓影(裏)	54	太刀拓影(裏)	53	太刀拓影(裏)	52	太刀拓影(裏)	51	銅製鏡板	50	銅製鏡口(正面)	49	銅製鏡口(正面)	48	銅製鏡口(正面)	47	増長身	46	比丘尼身	45	増長身	44	比丘身	43	比丘尼身	42	比丘形	41	比丘形	40	比丘形	39	比丘尼身	38	比丘身	37	比丘尼身	36	宰官身	35	婆羅門身	34	小王身	33	毘沙門天裏																																																																				
57	井上氏城跡を示す元祿三十 年の絵図	58	井上氏居館跡	59	井上氏居館跡略図	60	井上氏居館跡指定地域図	61	井上氏大城跡	62	井上氏大城跡・小城跡	63	井上氏大城跡	64	井上氏大城跡	65	井上氏大城跡	66	井上氏大城跡	67	井上氏大城跡	68	井上氏大城跡	69	井上氏大城跡	70	井上氏大城跡	71	井上氏大城跡	72	井上氏大城跡	73	井上氏大城跡	74	井上氏大城跡	75	井上氏大城跡	76	井上氏大城跡	77	井上氏大城跡	78	井上氏大城跡	79	井上氏大城跡	80	井上氏大城跡	81	井上氏大城跡	82	井上氏居館跡	83	井上氏居館跡	84	井上氏居館跡	85	井上氏居館跡	86	井上氏居館跡	87	井上氏居館跡	88	井上氏居館跡	89	井上氏居館跡	90	井上氏居館跡	91	井上氏居館跡	92	井上氏居館跡	93	井上氏居館跡	94	井上氏居館跡	95	井上氏居館跡	96	井上氏居館跡	97	井上氏居館跡	98	井上氏居館跡	99	井上氏居館跡	100	井上氏居館跡	101	井上氏居館跡	102	井上氏居館跡																						
57	御影陣屋跡指定地域図五八	56	木下のケヤキ	55	木下のケヤキ	54	木下のケヤキ	53	木下のケヤキ	52	木下のケヤキ	51	木下のケヤキ	50	木下のケヤキ	49	木下のケヤキ	48	木下のケヤキ	47	木下のケヤキ	46	木下のケヤキ	45	木下のケヤキ	44	木下のケヤキ	43	木下のケヤキ	42	木下のケヤキ	41	木下のケヤキ	40	木下のケヤキ	39	木下のケヤキ	38	木下のケヤキ	37	木下のケヤキ	36	木下のケヤキ	35	木下のケヤキ	34	木下のケヤキ	33	木下のケヤキ	32	木下のケヤキ	31	木下のケヤキ	30	木下のケヤキ	29	木下のケヤキ	28	木下のケヤキ	27	木下のケヤキ	26	木下のケヤキ	25	木下のケヤキ	24	木下のケヤキ	23	木下のケヤキ	22	木下のケヤキ	21	木下のケヤキ	20	木下のケヤキ	19	木下のケヤキ	18	木下のケヤキ	17	木下のケヤキ	16	木下のケヤキ	15	木下のケヤキ	14	木下のケヤキ	13	木下のケヤキ	12	木下のケヤキ	11	木下のケヤキ	10	木下のケヤキ	9	木下のケヤキ	8	木下のケヤキ	7	木下のケヤキ	6	木下のケヤキ	5	木下のケヤキ	4	木下のケヤキ	3	木下のケヤキ	2	木下のケヤキ	1	木下のケヤキ

長野県宝



12 井上誠跡説明板

石造釈迦如來坐像

木造觀音菩薩立像

桐竹鳳凰文透影奧杜脣立  
板繪著色三十三身圖

太太太太銅銅製製  
刀刀刀刀口口板板

# 石 造 穢 迦 如 来 坐 像



13 石造穢迦如来坐像（正面）

法量 像高は四五・八寸、頂一頻ひづき一八・五寸、髮際一頻ひづき一一・五寸

面幅 一〇・二寸、面奥 一三・一寸、臂廣へいこう三五・二寸、膝高 八・〇寸

膝張ひざせ四五・〇寸、膝奥三四・三寸

所在の場所 塙科郡坂城町大字坂城字大宮 満泉寺  
交 通 信越坂城駅

## 三章

満泉寺本堂の厨子内に安置

する本寺の本尊である。禅定

印を結ぶ穢迦坐像であるが、

めずらしく石彫の独尊像であ

つて彩色をほどこし、像容、

衣文の彫法などは一見木彫像

に似て、通常の石彫とはやや

異なる特色を示している。

髪髮は細目に刻み、その肉

體が低く、地髪の髪際がゆる

い波がたを示すのは、舞倉後

期の如来像に間々みうけられ

るかたちである。

面相部は、頬が豊かに、し  
かもかたく引き締った形を示  
し、「眉」を小さく刻んでいる

## 木造觀音菩薩立像

ので童顔というに近い特色があるが、両眼は彫りは浅いながらそのみひらきはつよい。軀部は、肩の張り、肘張りも大きく、總じて



14 石造觀音菩薩坐像（側面）

幅広く安定した像容をつくり、これに複雑な納衣の衣褶を装飾的に刻んでいる。この衣褶にはやはり通常の木彫像とはおのずからことなった異風があり、太目の襷状の衣文を刻み、その邊に石彫らしい特色が感じられる。

制作はおそらく南北朝のものとおもわれ、県下に数少ない石彫如來像の古例として注目される作品である。

所在の場所  
交 通  
大町市大字大町字九日町  
大糸線信濃大町駅

金原元留氏藏

法量 像高は一六一・五桂、頭一頭 三四・八桂、髪際一頭 一二二・四

桂、面幅 一三・四桂、面奥一八・二桂、胸張四八・八桂、裾張 三八・八桂

ほほ等身の菩薩立像であつて、現状の像容は高髻たかひきをいたたき、正面

し、天冠台をあら目に刻み、その下方の地巻をまばら彫りとし、天衣あまゆを整け、条肩じょうせんを左肩から右腰下の裳の側面にかけて長目にかけ、裳をつけ、両手は屈まげして胸前で右方第一、二指を挖いさむじ、左方は持

物を執るかたち、腰をやや左にひねり、右膝をゆるめ、右足をやや外方に踏み出して立つ。両耳上には巻き髪を蝶形ちょうぎにあらわしてい

る。材はケヤキ材、一木彫成、漆筆、頭頂は天冠台の上端で横に切

つて、これに高髻を矧そなへつけ、また木心はほほ中心にこめる。面相

部は中世割り細いで玉眼を入れる。このさい頭部の内剃りをおこな

つたものとおもわれ、額部には内剃りが発見されない。左右の腕も肘を矧ぐが、臂内の天衣は本体と共に木からつくる。左足裏に枘くわをうがち、髪際墨彩、軸部は厚手の胡粉下地に漆筆を施す。

髪と両手肘から先を後補し、また造立の当初は当然本体を一材

から彫出してまったく内剃りをほどこさず、したがって彫眼であったものを、中面相部を大きく、厚手に剃りはなし、両眼を削て玉眼を嵌入くわうしているのでやや原容を損じているが、元来異風のある古像であつて、制作は十世紀初頭を降るまい。信州にあつては、長野市西条の清水寺の諸像（千手觀音、聖觀音、地藏菩薩各立像、重要文化財）ならぶ木彫の古像といふことができる。現状の高髻はヒノキ材で、たけは高いが上方のやせ細った形のつたないもので、鎌倉期の菩薩像の地方作に間々見受けられる手のものであり、元来は、



15 木造觀音菩薩立像（正面）

太目の堂々たる高髻が彫り出されていたものであろう。天冠台は、丸のみで荒目に彫み、その彫り口には前記清水寺の聖観音に似通う風がある。面相は旋じてやや伏眼につくり、近世玉眼を加え、漆箔をあらためたさいに若干刀を加えたとおぼしく、唇なども当初のするどいのぎを失っているものとおもわれるが、側面からみた肉どりの重厚さなどにはやはり平安古像の趣がのこっている。玉眼を入れたさいに、むしろ両眼のみひらきが減じておだやかな目鼻だちにつくられたものではあるまいか。これは県内鐵音寺（長野市信更町）の重要な文化財十一面觀音立像のばあいと同様である。

この像の特色のいくつかをあげてみよう。第一はその材質であつて、ケヤキ材は各地にその例があるが、土地の材を用いたものと思われ、本像のばあいも同様であろうと考えられる。元来堅緻な材であり、しかも内削りをおこなわない堅固な構造のものであつたら、これだけに像容が保存されたものであろう。両手の肘より先の

前脚ないし手先は、元來彫ぎ寄せられていたものと考えられるから、これらが後補されたのは不思議でないが、髪が何故今日のものにあらためられたのかはいささか不可解である。

天冠台のざんぐりとむしろ無精作な彫り口、その下方の地盤の形側や、両耳をおおう螺旋に似た巻き髪の形制などが、いずれも清水寺聖観音立像に似ているのは注目される。また両肩の張りがつよく、加えて下腹のあたりをつよくしぶるモダリングの風にも共通する特色がみとめられる。

この像のばあい、両角を左肩から右側の腰下に懸けて、それが幅ひろく右腰の側面をおおうさまをつくりしているのは古風で、興下にこの例は他にみあたらぬ。衣文は、元來かなり切れ味のよいつよいものであったろうとおもわれるが、旋じて漆箔を更めたさいにこの切れ味を殺す、前面両腰の間に刻まれた渦文や、両腰下の裳に刻まれたいわゆる翻波の衣褶をもするどさを減じている。

法量（各）縦七四・七頭、横三三・〇頭、厚さ一・〇頭

ヒノキ材、透彫、彩色および漆箔、上方には雲を配し、中段にはそれぞれ桐・竹にとまる対面する鳳凰を配し、下方に土坡と波をおく。雲には朱彩が残り、鳳凰は冠を朱毛描、翼群青彩、桐および竹は胡粉地緑青および白緑彩、下方の土坡は群青彩、波は胡粉彩とする。

## 桐竹鳳凰文透彫奥社脇立

所在の場所　飯山市大字堀穂字蓮池　小菅神社  
交　通　長野電鉄篠木島駅

る。下地板鋸押。

いすれもヒノキの厚板を用いて透彫とし、鳳凰・桐・竹文とともに萬



17 竹鳳凰文透彫奥社協立



16 桐鳳凰文透彫奥社協立

「協立」の墨書きがある。

やや説明を加えると、銘文の示すように、小普神社奥社の協立として用いられていて、ヒノキ材の厚板を用いて、桐・竹に鳳凰、および土坡や水流などを高肉彫にあらわし、地板は漆箔、透彫の部分は極彩色としたもの、意匠はなかなか豪宕であって、特に竹鳳凰文の方は、「二幹の竹のうち一方の折れ曲った竹幹に、後方をふりかえる鳳凰をあらわした意匠は卓抜であり、放胆な中によく写意を尽している。意匠といい、彫技といい、まさしく桃山期の特色の顯然たるもので、往年の奥社の結構をしのばしめる。ちなみに現存する小普神社の奥社本殿一棟（昭和三十九年重文指定）は四間、四間、入母屋造、妻入りのもので山

頂の岩屋におさめてその前方を懸崖造りとし、いかにも修驗の本堂らしい風格を示す建物であつて、内部には三基の宮殿（うち二基

重文）をおさめているが、その中央分のみ近世遺替したものである。

### 板繪着色觀音三十三身図

所在の場所 飯山市大字瑞穂字連池 小菅神社  
交 通 長野電鉄線木島駅

品質、形状等は、次のとおりである。

(1) 第一面（八号） 幢六〇・二尺、横二六・五寸、杉、一材製

像容は、輪光を負い、炎髪、面や斜右向き、抱衣、袴を着け、両手を胸前に構えて横笛を吹奏する形、両肩に翼、左膝を曲げてその足裏をあらわし、右足に重心を支えて立つ。

焰髪緑青彩、両翼白  
緑、衣朱、黃土彩等、  
地色胡粉彩。

裏面墨書

（迦樓羅）

八

21 阿修羅図裏



18迦樓羅図



20迦樓羅図裏

(2) 第二面（十一号）  
 幢六〇・二尺、横二六・四寸、杉、一材製

像容は剥落がいちじるしく、あまり定かでないが、炎髪、三面、六臂、真手は胸前に掌を合せて印を結び、輪手中上段分は各日輪、月輪を捧げ、条帛、裳をつけて立つ。肉身朱彩、衣に緑青彩残る。

裏面墨書



19 阿修羅図

小首三十三身

(異筆)

「田中」

□

「十一」

(阿修羅身) (上方左隅)

「般」

(異筆)

「十一」

りの彩色の剥落が著しい。  
裏面墨書  
応永十二年卯月十二日

性俊 (異筆)  
淨慶 十二  
道弘

明春

(3) 第三面(十二号) 縱六〇・三疊、横二六・五疊、杉、一枚製  
像容は、円光を負い、花冠を頭に、髪を両肩に垂れ、面斜右向  
き、広袖の袍衣を着け、両手は胸前で团扇を執り、天衣を両側  
に垂下、荷葉座に立つ。毛描墨描、衣に緑青、胡粉等残る。右肩下



22 弁才天図

(4) 第四面(十三号) 縱六〇・一疊、横二六・六疊  
杉、現状一枚刷 (左右それぞれ別の主題のものを近世後に接合せる  
もの、存芥模八・六疊)

右片のはば中央に正面する像を描く、剥落いちじるしく、像容  
はあまり定かでないが、広袖の袍衣の上に袈裟をかけたごとくに  
みえ、印相は不明。左片はさらに損傷してわずかに衣褶の一部を  
見得るのみ。右片に朱、白墨等わざかに判明する。

裏面墨書 (異筆)  
壇那見法 十三

応永十二年

卯月十日

(以上右片)



24 弁才天図裏

応永十二年卯月吉日信甲

千田七郎国

23 不明図



(以上左片)



26 童女図

29 天部図裏



像容は剥落してあ

まり定かでないが、

背をいただき、広

袖、甲を着け、腹に

嚙をあらわし、腰に

甲に龜甲文を描く。

面や右向きか、両手で鉤の柄を握る形、緑青、朱など残る。

裏面墨書

右片に「十七」とあるほか不明。



27 天部図

28 童女図裏

(5) 第五面 (十六号) 幅五九・八径、横二六・〇疊、杉、一材製

像容は大ぶりの髪に円形輪宝様の髪飾二箇、天冠台上正面に連台付宝珠、髪を両肩に垂れ、広袖、錦襷付襷衣を着け、面斜右向き、左手は腹前で持物(葦籠か)を執り、右手胸前、腰紐を腰下に垂らし、荷葉座に立つ。

肉身は岱赭か、衣に胡粉、朱、緑青、台座に朱彩等残る。

裏面墨書

木阿弥

(異筆)

童女

(6) 第六面 (十七号) 幅六〇・一径、横一七・七疊、杉、一枚刷(左側刷)

(7) 第七面 (廿一号) 幅六〇・一径、横三・一疊、杉、一枚刷(右片  
幅九・六径)

異なるた二枚を割付けたもので、両片とも剥落いちじるしく、右片は天部像の元来右片と見しく、幟を執る右腕と天衣の一部が判然するのみ、左片は円光を負うほか像容をあきらかにしがたい。

裏面墨書

七郎三 □ こすけ三十三せん □ □ (以上右片)

天大將軍身 応永十二年卯月

如意山

廿一

(異筆)  
(以上左片)

如意山

(8) 第八面（廿二号） 縦六〇・一五、横一六・四五、杉  
元来一材のもの、割れて二片となる。



32 小王身図



31 毘沙門図



30 天大将軍身図

裏面墨書

こすけの三十三志ん

毗沙門

妙孝女

（異筆）  
廿二

満足女

(9) 第九面（廿三号） 縦六〇・一五、横一五・三五、杉、一枚刷

像容は、円光を

負い、朝をいただ

き、面斜右向き、

袍衣を着け、両手

掌を内にして胸前

に構え、脊をはい

て円椎座に立つ。

彩色は剥落して

胡粉地のはか定か

でない。



35 小王身図裏



34 毘沙門図裏



33 天大将軍身図裏

毘沙門天立像、円光を負い、天冠台をつけ、面斜左向き、頭目、口を閉じ、広袖、甲を着け、腹に鷲嘴をあらわし、左手はあげて宝塔をささげ、右手腰脇、脊をはいて荷葉座に立つ。天冠台および宝塔箔押し、広袖に朱、ほかに朱、緑青彩の一部残る。



36 宰官身図



37 婆羅門身図

一枚別のうち右片は当初の刷木とは考えられない。  
裏面墨書

こすけ三十三身

小王身  
(異筆)  
廿三

応永十二年卯月五日

廿三

裏面墨書

婆羅門身

(明用  
廿七)

第十面(廿六号) 縦六〇・四横、横二六・五寸、一枚製

11 第十一面(廿七号) 縦六〇・三横、横二六・一寸、一枚製  
像容は、円光を負い、頭部から面相は剥落してほとんど不明、広袖の衲衣を着け、両手を胸前、袖内に包んであらわさず、脛をはいて立つ。

彩色緑青、岱緒、朱、線など残る。

裏面墨書

朱、白碌、岱緒等残る。

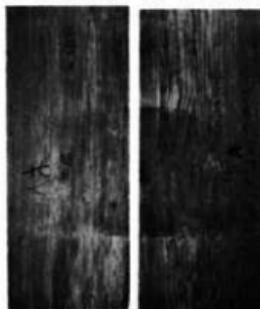
裏面墨書

こすけ三十三身  
(異筆)  
廿六

応永十二年卯月七日 吉田 太郎

宰官身

39 婆羅門身図裏 38 宰官身図裏



(2) 第十一面(廿八号) 縦六〇・一疊、横二六・五疊、杉、一材

製(中央破割れ)

応永十二季刊月十二日  
(裏墨)  
□□□

本柄入道

廿八

□□

像容は、円光を負い、比丘形、衲衣に袈裟をかけ、面斜左向き、両手胸前、左掌内、右掌を外にし、荷葉座に立つ。

裏面墨書

彩色、胡粉、緑青等わずかに残る。



41 比丘図



40 比丘形圖

(3) 第十二面(廿九号) 縦六〇・一疊、横二六・七疊、杉、一材製

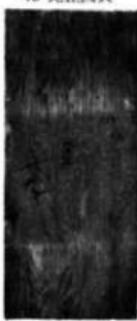
像容は、彩色がかなり剥落して明らかでないが、円光を負い、比丘形、衲衣に袈裟をかける形のようで面斜左向き、右手は胸前で掌を仰いで立つ。彩色胡粉、墨のはか定かでない。

裏面墨書

比丘  
(裏墨)  
廿九

10 第十四面(卅) 縦六〇・一疊、横二六・四疊、杉、一材製

像容は、円光を負い、面斜左向き、頭巾をいただき、衲衣に袈裟をかけた形のようで、両手胸前に構えて立つ。彩色剥落。



43 比丘圖裏

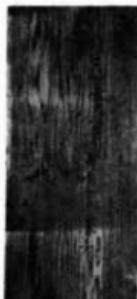


42 比丘形圖裏

応永十二季刊月七日  
善秀



46 比丘尼身図裏



47 増長身図裏



45 增長身図



44 比丘尼身図

西第十五面（冊二号）縱六〇・一釐、橫二六・三釐、杉、一材製  
（中央左寄り縫割れ）

像容は、面斜左向き、髻に花飾をつけ、眞目、口を閉じ、  
広袖、甲を着け、腹脇噴、腰甲に亀甲文を描き、右手腰脇に刀  
の柄を握り、左手は方に副えて立つ。彩色胡粉、墨線等。

裏面墨書き

増長

（異筆）  
舟二

懸早、越後

これらの板絵は、觀音三十三身を描いたもので、法華經  
第觀世音菩薩門品によると、觀音の擬化は無方であつて、  
宜にしたがつて、仏身、辟支仏身、声聞身、梵王身、帝釋身、  
自在天身、大自在天身、天大將軍身、毗沙門身、小王身、長者身、  
居士身、宰官身、婆羅門身、比丘身、比丘尼身、僧行者身、優婆夷  
身、婦女身、童男身、童女身、天身、龍身、夜叉身、乾闥婆身、阿  
修羅身、迦樓羅身、緊那羅身、摩訶羅身、人身、非人身、執金剛  
身、童目天女身の三十三身を示現し、度すべきものはことごとく度  
脱すると説かれている。すなわち大慈、大悲の権化である觀世音菩  
薩の徳をあらわすものであつて、その絵画における作例はかなりす  
しも珍らしくはないが、このように板絵一具としたものはすくな

い。

小菅神社は、今日馬頭観音の平安末の古像も伝世していく、古くから観音信仰の地であったことが知られ、これらの板絵の伝世することに不思議はないが、果していかなる用途に用いられたものかはつまびらかにしがたい。

元来一面に各一張、三十二ないし三十三面の一具があつたものとおもわれるが、現存するのは十五面で、内十三、廿一、廿三号の三面は補修のさいに左右異なった残片を適宜刷りあわせて各一面とし

ているので、これらを分離すると計十八面分が伝世していることになる。いずれも杉の一枚板に胡粉下地、彩色を施したもので、彩色は多く剥落して墨描の下絵をあらわしたものが多いが、中で比較的保存のよいものでみると、描線はのびやかで手なれしており、室町初期の仏画としてみるべきものを示している。作者をあきらかにしないのは残念であるが、裏面の墨書きにより応永十二年卯月の制作と知られるのは貴重である。県下にはこの種板絵の遺例は少なく、おそらくその現存最古の遺例であろう。

## 銅製鰐口

所在の場所 下伊那郡阿南町字西条 早稲田神社  
交 通 蔡線溫田駅

この鰐口は、面径二二・五、肩部の径二二・六、厚、肩部の厚み五・六  
mm、縁部の厚み六・一mm。

外区最大厚み七・六mm、内区厚み八・一mm、耳の付根幅三・五mm、  
同高さ三・五mm、同穴の径一・四mm、目の内法径三・二mm、肩基部の  
厚み〇・五mm、口の開き一・二mm、吊金具總重さ四・三五kgで、比較  
的小形の青銅製鰐口である。

鰐口はほとんど滅しているが、おそらく唐華文であったよう  
で、わずかにその輪郭を残している。



48 銅製鰐口（側面）

なっている。

目は円形で、その突起は低く、それに連なる肩の突出また少く、  
その断面は半円形をなし、古様に形制されている。

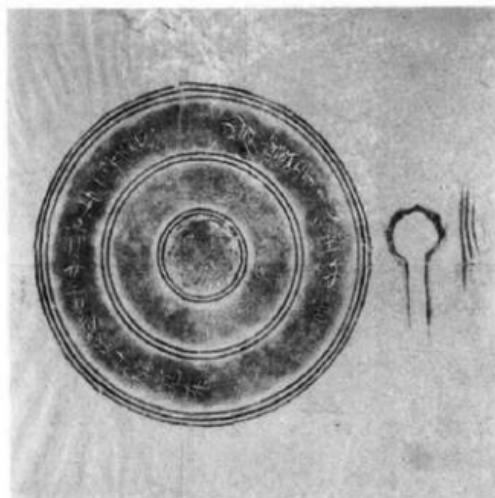
製作年代は、表面の鎧帶に、上部中央から右方へ「岩雷寺八王子

掩座区、内区、諸帶の三区はそれ／＼一条の隆起した團線で区切  
つてある。耳は山高の四角形に近い形をなし、断面は半月形で、左  
右面を異にしたいわゆる片面交互式で、左は表向き、右は裏向きに

宮」左方へ「正応三年五月廿三日勸進法橋覺舜」と陰刻してあって、鎌倉時代中期の作と考えられ、その形制またこれに相応じている。

寄進者である覺舜のことと、岩宝寺八王子宮については、その伝を失い全く不明である。寄進後八王子宮にかけつるされていたようで、両耳には鎖および曲り釘がそのまま付属している。

鰐口は南北朝時代から室町時代初期にかけて在銘のものは県内に多く所存するが、この鰐口のように古いものは、大町市木舟の安貞の銘記ある鉄製鰐口以外に今のところ見出せない。



49 銅製鰐口拓影



50 銅製鰐口（正面）

# 銅製雲板

所在の場所 上伊那郡中川村大字片桐字中村 実際寺  
交 通 飯田線飯島駅

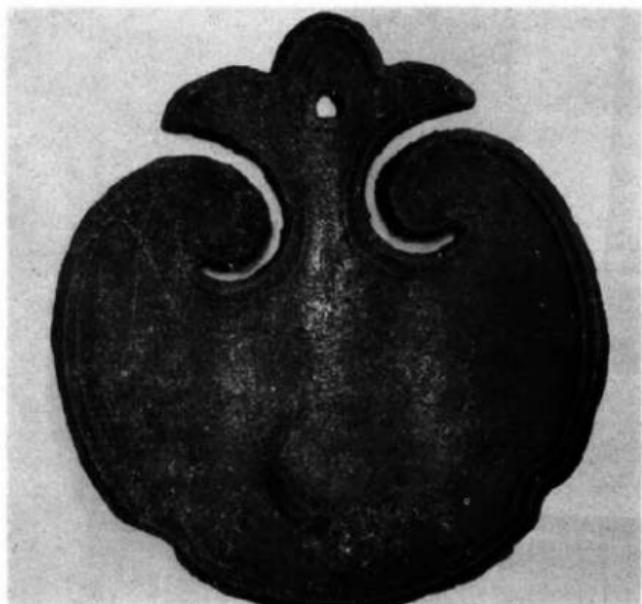
この雲板は、青銅製で、頂から裾までの総長四〇・五尋、頂部の幅二一・八尋、腰幅三六・五尋（外縁を含める）三七・五尋）、身の厚み〇・四五尋、縁の厚み〇・八五尋、吊手穴の径一・三尋、撻座の径八・八尋、撻座の高さ〇・五六尋の片面式雲板である。頭部は頂まるく、左右のくびれによって三孔をなし、いわゆる二重鶴頭状を呈している。

腰部は下方左右に小さいくびれがあって、両側と裾で三孔をなし、縁は子持縁で、主縁は諸鉢縁でゆるやかに傾斜し、内方の子縁は幅狭く、両縁の接する部分は凹形となっている。

吊手穴は一箇で、中心軸の中央鶴頭下にあって、現在不正円形となっているが、これは吊金によるま減の結果で、元は正円形であったと考えられる。その周囲に縁とりはあるが、素文である。

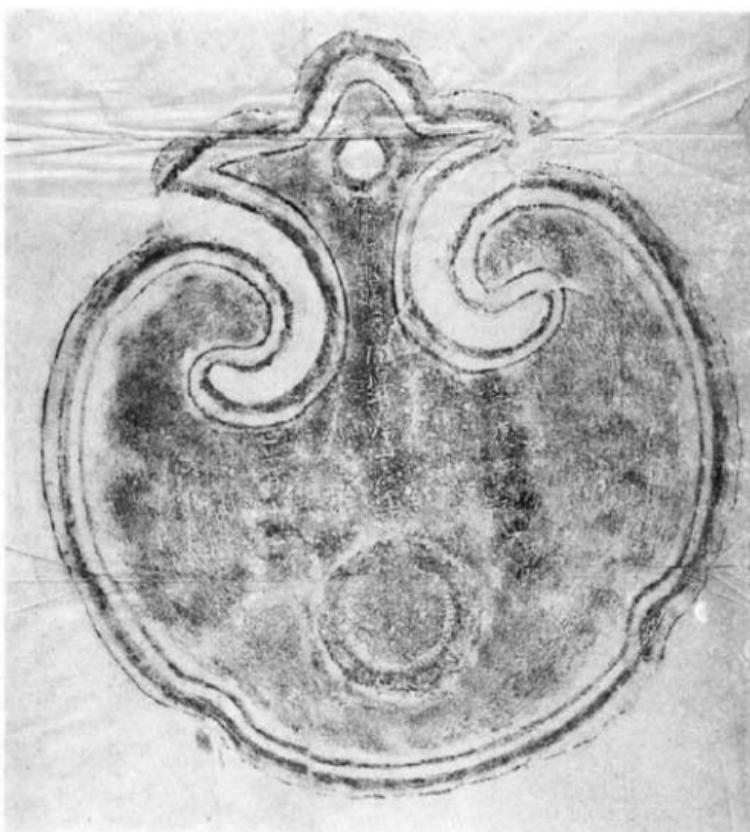
撻座は身の下半部の裾近くにあって、陽刻蓮華文を鏽出してあつたが、周の振形および選升がわずか残っているほかはほとんどま減している。

制作年代は、吊手穴下と撻座の間に縦書で、次の如く三行に陰刻してある。



51 溝製雲板

信州伊那郡實際寺住山至鈍實之



52 銅製雲板拓影

嘉慶二年は北朝年号で、南朝年号、元中五年（西紀一三八八年）に当たる。この時實際寺住持至鈍が新調し、これを同寺の什器としたことが判明する。

至鈍は大藏といい、康安元年（西紀一三二六年）三十五歳で同郡飯島の臨照山西岸寺六世の住持になって、同寺を再興し、のち康安六年同寺は幕府から諸山の列に加えられ、至鈍また同寺の規式を定めて後住の規範としている。

伝うるところによれば永和二年八月五日寂滅したというが、この雲板によれば、嘉慶二年には存命であったようである。おそらく永和二年規式を定めて、實際寺に隠居したのであろう。

それはとにかくとして、この雲板は形制上から銘記の年代と合致しており貴重なものであり、県内在籍雲板中最も古いものとして珍重すべきであろう。

# 太

# 刀

所在の場所 松本市大字筑摩字諸町 江原正一郎氏蔵  
交 通 榊ノ井線松本駅

銘 為羅田清音君山浦環源清磨製弘化丙午年八月日  
刃長八〇錢、反り一九錢。地鉄は、板目の鍛えがよくねれ、少  
し流れ心であり、強くさえている。刃文は、互の目乱れに荒い沸が  
つき、金筋砂流しがかかり、明るくさえている。鑄地に二筋彌がか  
きながしてある。鎌子延びて乱れ込む。茎は生ぶ、鍔目

大筋通い、先栗尻、目釘穴一箇。

山浦清磨が羅田清音のために作ったもので弘化三年（一八四六）  
八月の作。羅田は、江戸幕府の講武所の頭取で、物心両面からの恩  
人であった。清磨は、このとき正行から清磨と改名しているが、改  
名後の第一作である。



54 太刀撮影（裏）



55 太刀撮影（表）

この太刀は身幅が広く、切先がのび、鍛食末期の相州伝をねらつ  
たいかにも清磨らしい姿である。地鉄は、兄真雄よりまた一段とさ  
えて、強く美しい。刃文は、志津三郎兼氏をほうふつさせる作であ  
る。

山浦清磨は、真雄の弟、兄より九歳遅れ、文化十年（一八一三）  
三月に生まれている。十七、八歳のころから、兄の手ほどきを受け  
ている。

天保十年（一八三九）江戸へ出て、幕府講武所頭取羅田清音のひ  
護を受け、四谷伊賀町に鍛刀場をひらき作刀した。当時人呼んで四  
谷正宗といわれたほどである。

鎌は、初期の文政の末から天保十年（一八三九）ころまで一  
貫秀寿、山浦内藏正行、または秀寿、天保十年から弘化三年（一  
八四六）八月まで山浦正行、源正行、弘化三年八月から嘉永七年（一  
八五四）まで山浦源清廣、源清廣ときっている。初期のもの  
を除いて、一貫した作風を持っており、長曾根虎徹ならび新刀鐵  
治の双べきである。

清廣は、兄真雄と異なり、いずれも藩にも仕えず、生來のなにも

## 太刀

所在の場所 上田市大字上田 河合平輔氏蔵  
交 通 信越線上田駅

銘 弘化四年丁未春二月上完応同上田藩河合直義君之需信濃國

小諸住山浦昌作之  
長さ九七五疊、反り二疊。身幅が広く、重め厚く、長大なもので  
ある。地鉄は、小板目、鍛よくつみ強い。刃文は、沸ついた互の目  
乱れで、この大ぶりの太刀を地刃とともに一点のゆるみなく鍛上げ  
た心技に感嘆のほかない。

中心に銘文があつて、それによれば弘化四年（一八四七）一月上  
旬の作。上田藩の剣道指南河合五郎太夫直義の注文によつて打つた  
ものである。

作者は山浦真雄。長く豪壯な大太刀を一点の破たんもなく仕上げ  
た手腕はみごとであり、真雄初期の代表作である。

山浦真雄は、文化元年（一八〇四）八月、今の小県郡東部町大字

のにもとらわれぬ自由奔放さとたくましい気迫をもつて、自分の作  
風を作りあげた。しかし、四十二歳の若さで自刃したのは、まことに惜しまべきである。

現在も清廣の愛好家は全国におり、かれの命日十一月十四日は、  
東京では四谷の宗福寺に、東部町滋野には地方の者が集まつて法要  
を行なつてゐる。

滋野字赤岩の郷士山浦信友の長男として生まれた。

はじめ、上田藩のおかえ工川村寿隆に鍛刀の術を学んだが、  
のち、天保十一年（一八四〇）から弘化四年（一八四七）まで小諸藩、  
嘉永元年（一八四八）から同六年（一八五三）まで上田藩、同年から  
慶応四年（一八六八）まで松代藩で、それぞれ藩工として作刀した。  
明治三年（一八七〇）ころ子の兼虎に家督を譲り、上田あるいは滋  
野で自適の生活をし、明治七年七十一歳で卒してゐる。

真雄の作品は、上記の各藩時代ならびに晩年の作との四期に分け  
られる。

小諸藩時代には、太刀の作品が多く、長寸で腰に踏張りがあり、  
先の幅が落ち、切先は猪口状である。地鉄は小板目のつまつた強い  
鍛えであり、刃文は互の目に丁字交り小沸できのものである。銘は

天然子寿昌、信濃国寿昌ときり、表銘は楷書、裏銘は草書である。

上田時代は、長卷・太刀・脇差・短刀など多くの種類のものを作っているが、脇差・短刀に傑作がこされている。身幅が広く、がつしりしたものが多く、造り込みも葛飾造のようなものが多く、地

鉄小板目のつまつた、つよい地鉄で、地沸がつき湯走（刃文から地鉄方へうすい焼のようなもの）や粗い地沸が交わり、刃文は焼幅が広く大互の目乱れで匂足が入り、刃中には山浦派のみどころとされてい

る砂流し、金筋が入り、美しい匂（匂）につつまれていて円熟期にあり、傑作が多い。特に上田打の脇差・短刀には複雑な陰違いの二筋模や棒模に添補が多くある。上田での製作は五年間であるが四通りの銘をきつてある。すなわち正雄、源正雄、山浦昇正雄、山浦昇源正雄等表裏とも楷書のものが多い。

松代藩時代は、約十五年間作刀しており、遺品も多く、時勢の要望で薙刀・長卷・太刀等長大なものが多い。地鉄は小板目のつんだ鍛えで刃文は間のびた互の目乱れのできのものが多い。中には蒲前風の匂口の深い丸味のある互の目乱れもあり、多くは粗目の沸がつき、砂流し、金筋がみられる。銘文は松代士真雄、信州住真雄、

山浦真雄、遊射軒真雄、遊雲斎真雄と軒号や齋号を添えたものがあ

るが表裏とも草書体である。文久四年（一八六四）は還暦に当たり、翌年から六十二叟と年輪を書き加えるようになった。いわゆる晩年で、銘文も寿長と改め、平作り細身の短刀を多く作っている。

山浦家はだいたい甲州の武田につながる名家の出であった。江戸時代のはじめからは、小諸藩に属し、代々赤岩地区の名主をつとめていた。

真雄は、十六歳の時、天領（孙津村）と小諸藩との境界争いの訴訟のため、父の代理として活躍したといわれ、その人となりも立派であったという。正雄、真雄という名のりにも、かれの人格がうかがわれる。

かれの作風も、幕末水戸藩につぎ、いずれの藩にもみられた過酷な新身試しを行なった松代藩の要望にこたえ、四方詰め、木三枚という非常にむつかしい手法をもって、なにものにもくじけぬ強じんで美しさを表わしている。

また、江戸末期を飾る名工弟清磨の指導者として、他のすぐれた門人を育てたという点でも立派な人である。





57 太刀拓影(裏)



## 太刀

所在の場所 埼玉郡坂城町大字坂城字大門町 富山節氏藏  
交 通 信越鐵坂城駅下車

銘 信義国寿昌 於小諸藩弘化二年一月作之

刃長八〇尋、反り一・九尋。地鉄は、小板目つみ。刃文さかがかつた互の目に、丁字の交った亂れ刃に小沸がつき金筋が入り景色を添えている。

銘文によれば、山浦真雄が小諸藩において弘化二年(一八四五)

一月に鍛えたもの。

身幅はやや細目の太刀であり、反りが深く、元の踏張りが強く、鍛倉時代中期のものの姿をしている。真雄初期の傑作である。

長野県史跡



58. 関代田一里塚説明板・開さく

諏訪大社上社前宮神殿跡

高遠城跡

松代(海津城)跡

中野県庁(中野陣屋)跡

御影陣屋跡

井上氏城跡

## 諏訪大社上社前宮神殿跡

諏訪大社上社前宮神殿跡は、小町屋から南へ少し登った小段丘の上にある。ここは周囲をめぐる細道（古くは巡幸道）と小川によって画された一郭の平地で、後々まで神原といわれたところである。

神原（こうばら）は、諏訪大社上社の大祝神有員が、神勅に基づいて、はじめて同社大祝の職位について以来、

文明十五年正月まで、大祝代々の居館のあったところで、大祝の即位式およびこれに伴う儀式をはじめとして、正月一日の手入神事、元旦神拌、神使御頭の差定、三日の御室神事、七草拂神事、筒拂神事、十七日の歩射神事、二月晦日の荒玉神事およびこれにつづく

精進始め、三月初午の外縣御立神事、一の祭りである三月末日所末神事、三月酉の大御立座神事（神使の巡幸立祠）

同月戌刻の神原人里神事 三月丑日

前宮神事（外縣・内縣神使參座の儀）

三月卯日射礼（貞会の儀式）三月辰日

59 諏訪大社上社前宮内御玉社



60 諏訪大社上社前宮五十間廊



所在の場所 茅野市大字宮用  
交 通 信越線茅野駅

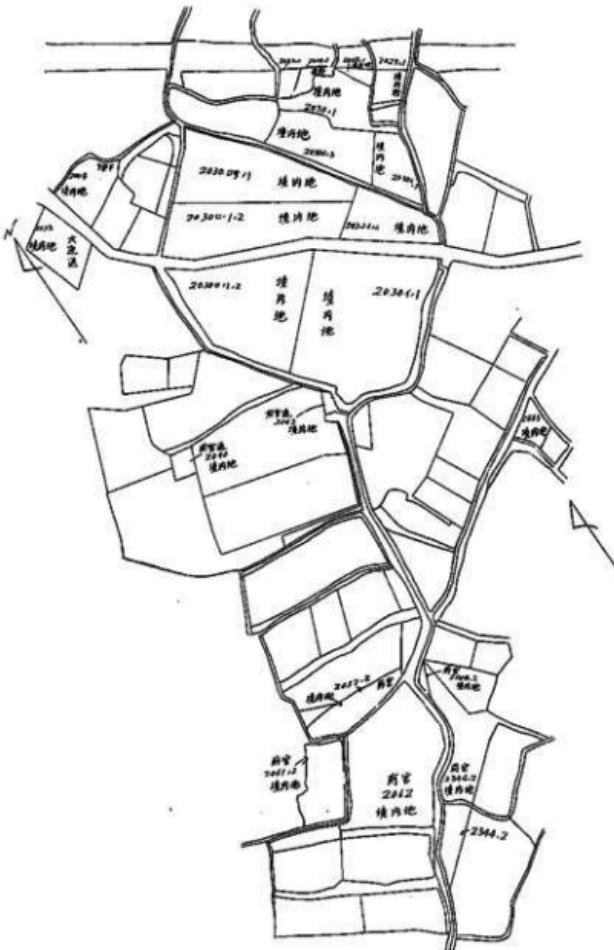
の願宜送り神事、同月午日の磯並神事（氏人等の幣帛祈請）四月九日の磯並神事、同日の前宮神事、六月晦日の神原神事、七月廿六日から三十日まで御射山で行なう御射山御狩神事には神原神殿の仮殿を

両所に建てて神事を行ない、十月の神事御立座神事、十二月二十一日の一の祭りである所東戸神事（神体を御室内に奉安して越年する儀）

同月二十八日の祓並神事終了後左口神を御室社に納める儀、大晦日  
の御室ならびに葛井神事（御手替を納める儀、即ち神の御室入りの儀）  
等々、諏訪大社上社の古神事はほとんど神原において行なわれてき

た。

古来諏訪大社上社においては、諏訪神に牀なし、祝（大祝を指し、  
諏訪神の子孫の正嫡男をもって大祝とした。）をもつて、牀となすと  
の神勅によつて、大祝をもつて現人神とし、神體である大祝の居館  
を神殿（こうどの）と称し、神社の本殿を宮殿といい、二者を区別



61 諏訪大社上社前宮神殿跡指定地域図

した。

のちに至って、大祝居館を郭外において、これを高神殿と称し、大

祝常住の居館とし、神殿の神聖をはかったが、文明十五年（西紀一四八三年）正月、大祝藤原が諏訪總領の政満・宮若丸父子等を神殿に招致して殺害したため、このけがれを忌み、以後神殿を掃除とし、神殿を他に移したが、祭儀は依然この神原を中心に行なつた。この事は、いわゆる上代の祭政一致の姿を残していたものと考えられている。

この神原は、東方の御門屋から入る正路とし、五十間（八五・五メートル）に四十間（七一・四メートル）のほぼ長方形の郭内には神殿・内御玉殿・神殿神原跡などがあった。内御玉殿は、古くは大祝職位式につづいてこれをまつる例で、また三月巳の日殿内奉安の神宝

を捧げる等、神居をもつて取り扱われたものである。現在郭内の南端にある内御玉社がそれである。

内御玉社の奥に道路をへだてて御室社があり、神原郭外の西北方に政所社・子安社、西方に大祝職位式を行なつた鷦冠社（鷦宮・御室ともいう）、東方に拍手社、神原の北方下段の池端に御上社、また東北方の離れた田んぼの中に荒玉社があつて、何れも小さな木造あるいは石造の祠であるが、古くからの位置に存置している。神原から参道をわずか登ると妻入四脚門が立ち、その奥に流れ造り四間三面の社殿がある。これが諏訪大社上社の前宮である。

これら前宮・神原を包含する一帯は、諏訪大社上社に関する中世の史料をほうふつさせるに充分な遺跡で、諏訪大社の特異な信仰遺跡として、また諏訪大社の古い姿を解明するに重要な史跡である。

所在の場所 上伊那郡高遠町大字東高遠  
交 通 版田線伊那駅

規模を残している。

高遠城は、藤沢川・三塙川にはさまれた台地上にある平山城で、大手門に至る急坂道路沿は旧豪時代武家屋敷のあった所である。坂道を登り切った右側に高い石垣が残っているが、これは大手門のあった梯形（梯形）の一部である。これから内が三の丸で、三の丸は高遠高等学校の敷地を含めて東方に長く続き、東端に今日はないが搦手の石垣積み梯形（内方に袖門、外向きに冠木門）があつて、武家屋敷に通じていた。藤学進徳館はこの三の丸中央邊にあって、今もその

一の丸は三の丸の内方にあつて、両者の間に濠がある。三の丸から一の丸に入るにはこの濠にかかる橋を渡つたが、今は濠の一部を埋め立てて石垣積み道路に改められている。

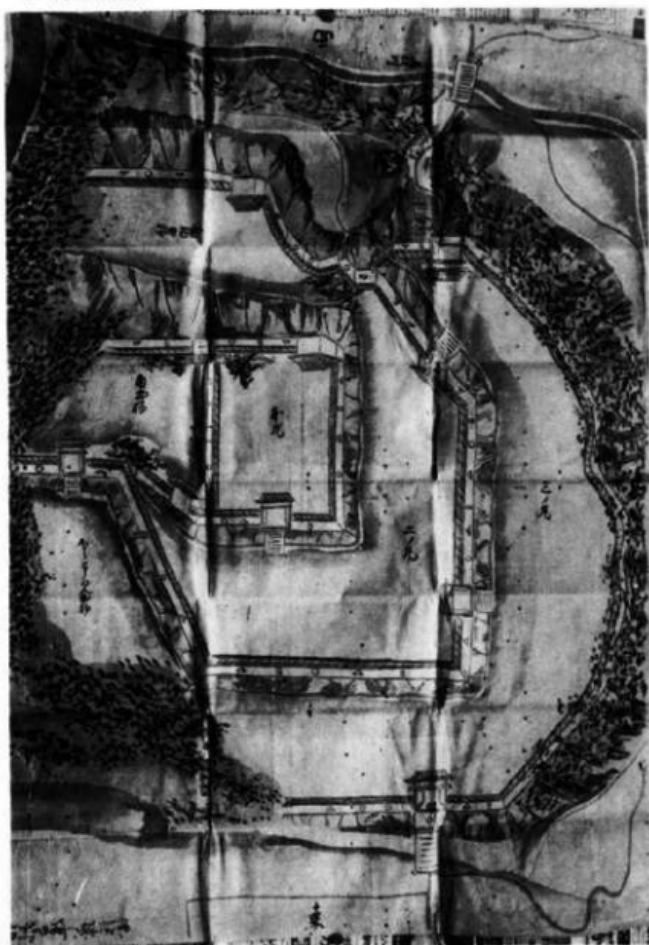
二の丸には石垣で囲んだ梯形があつて、濠端には冠木門、奥に袖門があつたが、今は冠木門の礎石を存してゐるのみである。二の丸は本丸の東・北・西をめぐつて位置し、両者は深い幅広い

濠に依って仕切られていて、本丸と二の丸の濠に架された木橋で通じていた。現在の木橋は後のものである。

本丸の入口は、濠端に冠木門、その奥に櫓門をもつた櫓形があつて

櫓形から左右へ石壁が延びていたが今は櫓形の一部と石壁の跡が残るばかりである。現在冠木門の位置にある櫓門は、高遠町内にあつた間屋門を移建したものである。

62 高遠城縄張り



本丸には西北隅に櫓門、二棟・南東・西南の西

隅に各一棟ずつの櫓があり、これ等櫓の間をつないで塀があつたが、今はその一つも残っていない。現在西南隅にある高い鼓樓は、もと三の丸櫓手にあつたものを移建したもので、旧高遠城内の建造物中残存しているものの唯一の建造物である。

本丸の西南一段下の一郭は笠曲輪と称した郭の跡で、本丸と濠を

隔てた南方の一郭は南曲輪の跡で、その南には法輪院曲輪の跡が残っている。笠曲輪には二の丸と通する所と本丸と通する所にそれぞれ櫓門があり、南曲輪には一の丸と通する東北隅に櫓門があつて、法輪院曲輪には東方の馬場と通する所にやはり櫓門があつて、一名馬場先門とも称したが、今は何も遺構を残していない。

高遠城は、天

文年間諭訪領維

が居を構えたが

武田信玄のため

攻め破られ、つ

いで同十六年信

玄がこれを取り

立てて築城した

ものである。弘

治二年信玄はそ

の尋秋山信友を

城将としてこの

地方を鎮めさせ

永祿十一年(西

紀一五六八)子勝

頼を城主とし

天正九年五郎盛

信(仁科氏をつ

たが、これは武

田氏にとってこ

の高遠城が重要  
な存在であった



63 高遠城跡指定地域図

ためであろう。

天正十年一月、織田信長は武田勝頼を新府城に攻めるに先立つて、同信忠に命じ高遠城を攻略しようとして、盛信またよく織田の大軍と大いに戦ったが敗れ、盛信以下将士はここで壮烈な戦死を遂げたことは人のよく知るところである。

武田氏の滅亡後、伊那郡を鎮定した徳川家康は、保科正直に同城を与えたが、天正十八年正直は家康に従って下總多古に移り、代った毛利秀穎、ついで京極高知は飯田城にあって城代をおいてこの地方を領知させた。慶長六年、保科正直の子正光同城に帰り住したが、正之の時会津に移り、寛永十三年鳥居忠春が城主になつたが、元禄二年鳥居氏は改易となつた。元禄四年内藤清長が城主となつて以後は、その子孫が代々城主をつぎ、明治維新に至つた。

高遠城跡は、三の丸および二の丸につづく勘助曲輪を除く大部分が残存していて、城跡の規模を知ることのできるのが遺跡である。

## 松代城（海津城）跡

所在の場所 長野市松代町松代  
交 通 信越線屋代駅—長野電鉄線松代駅

松代城は、松代町西北方にある平城である。この城は永祿の初年、武田信玄が北信濃路の最先端の策源地としてこの地を相し、はじめて築城し、同三年（西紀一五六〇年）ころ完成したものである。

信玄は永祿四年九月十日の有名な川中島合戦に先立つて、諸将

との城に会し作戦をこらしたのをはじめとして、北信濃出陣に際して常に陣城とし、その子勝頼もしばしばここを陣城としている。

当時この城を海津城と称し、守将高坂昌信が守り、天正六年昌信の死後は春日虎綱が代つて守り、天正十年（西紀一五八二年）武田

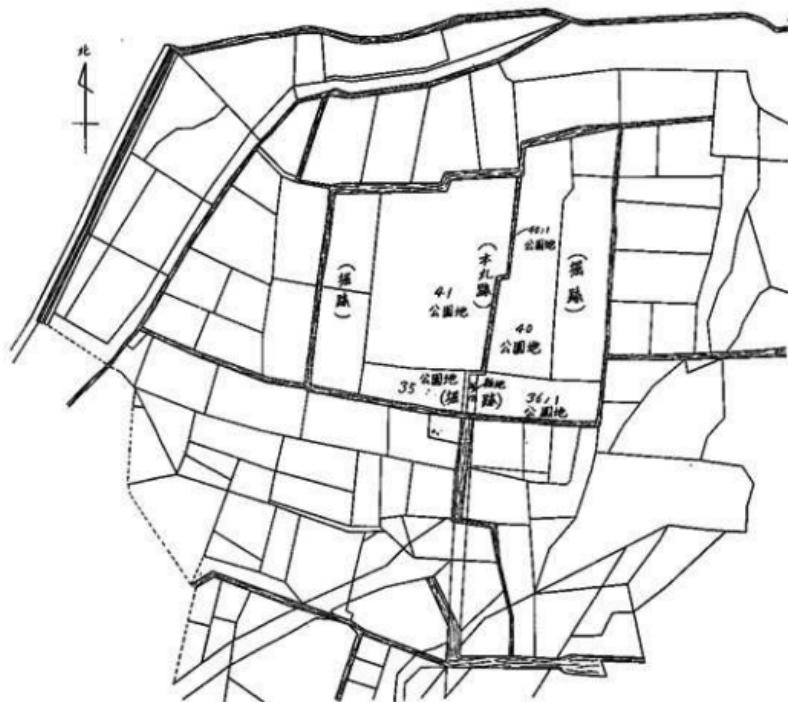


64 松代城跡本丸正面の拝形石壁

氏の滅亡まで在城した。同年四月織田信長はその将森長可に与えて北信濃を領めさせたが、同年六月信長の死後、越後の上杉景勝これを手に入れ、村上景国・上條宣順・須田満親等を順次城守としてここに居らせ、北信の經營に当たらせた。

慶長三年（西紀一五九八年）景勝が会津に移ってから田丸直昌、同五年から森忠政、同八年から松平忠輝、元和一年松平忠昌、同四年から酒井忠勝が城主になり、直昌の四万石領知を最小高に、忠輝の十四万石領知を最大高にこの地を支配したが、元和八年（西紀一六二二年）真田信之が上田城から移って城主となつてからは、水内・高井・更級・猪科で十万石の地を領知し、その子孫相次いで城主となつた。同十代幸民の時明治維新になり、城は同四年兵部省の所管に属したが、翌々六年十月、建造物等ことごとく焼失し、石畳も本丸を残して取りこわされた。

武田氏が築城した当初の城の規模については詳細を欠くが、慶長の初年森忠政が城主であった時（一説に田丸直昌の時と



65 松代城跡指定地域図

いう。）それまで芝土居であった本丸の土壁を石垣に改め、二の丸、三の丸を拡張修理したと伝えられているほか、城修築についての記録もないから、その規模は当初とはなはだしい変改はなかつたようである。

県史跡に指定した本丸跡は、石壁の内法四十間（七一四メートル）四方の方形で、四辺には高さ二間（三・七二メートル）馬踏一間（一・八メートル）の石壁を回らしている。享保二年ころの古図や明治五年廃城当時の古図によると、南方中央入口には枠形を設け、堀端に棟門を、奥に单層櫓門があつたが、今は枠形の一部と櫓門の礎石を存しているのみである。

また東北隅にも大枠形を設け、内方に櫓門、出口に冠木門があつたが、これもくずし去つて一部を残すばかりである。  
このほか本丸内には、東方南寄りに二の丸へ通する櫓門と、石壁上東南隅と西南隅にそれぞれ二層の隅櫓があつた。

本丸内には城主の殿舎があつたが、明和二年、それまで園地であった三の丸西の花の丸に殿舎を移し、以後城主の居所とするようになつた。

二の丸は、本丸外の堀を隔てて、本丸の南および東西の三方に四字形をなして、その外方に南・東・西に枠形と付属の櫓門があつて、さらに東・南二方の枠形の外に丸馬出しを設け、南方馬出しのそと側に三の丸と花の丸の廊を構え、大手門は三の丸東方に大枠形と大御門と称する平櫓門をおいて、城内への正面入口としていた。武田氏の築城と云うものは県内に数多いが、松代城はその中でも代表的なものといわれている。明治初年の廃城とともに二の丸以下は取りこわされてしまつたが、本丸は幸い残ることができ、他の廓以下もその規模を大略うかがうことのできるほどに形跡を留めている。

## 御代田一里塚

所在地 北佐久郡御代田町字一里塚  
交 通 信越線御代田駅

信越線御代田駅の東路切より県道佐久軽井沢線（旧中山道）を北へ二〇〇m、右手畠中に東西に並び頂に桜の古木のある二基の高塚が見える。これが中山道の御代田一里塚で、現在は両塚の間に古道と思われるものは認めがたい。

東塚は中山道より谷地沢川を隔てて九郎の地点に存し、塚の周囲

四〇m、高さ四・五尺（約一メートル）、頂面の直径四・五尺、塚の全面は蓋と芝におおわれて、桜が一本（約一・五メートル）植えられている。西塚は東塚より一七尺西北に離れてあり、周囲四〇m、高さ五尺六メートル（約一・五メートル）、頂面の直径五・六尺表面は蓋と芝に包まれ、頂上に三本の桜（約一・九メートル、根本より六・〇m、幹径約一・二メートル）百合織りがある。桜は両塚

ともに改植されたものである。両塚とも一見中山道とは全く関係ない位置に、旧街道の歴史を秘めてほほ原状の姿を残している。

中山道の開通は当地方の伝承では、文祿以降とも天正初年ともい、一里塚の設けられたのは、慶長八年のこととするが何れも信をおきがたい。幕府が中山道に宿駅制をしたいのは慶長七八年ころであり、一里塚の築造は慶長九年（一六〇四）二月以後のことである。

徳川家康の命によつて、同秀忠が永

井白元・本多光重等を一里塚奉行に任命して中山道筋の幕府領・私領をとわざ人足を激免して街道を修理し、日本橋を基点として一里（約一キロ）ごとに道の両側に一里塚を築かせ、

の一里塚も中山道の西側に置き去りになったものと思われる。

中山道はここから小田井宿を経て鶴見沢端一里塚（東塚）と/orに岩田荒宿・八日市場を経て、平塚一里塚を過ぎ、塙名田宿

より御馬寄一里塚・芦田村一里塚に通じていた。幕府では街道の改修ごとに一里塚の位置を移さず、従来の塚を利用する方針だったもので、この御代田一里塚は却つて安泰にその遺構を今日に伝えたもの

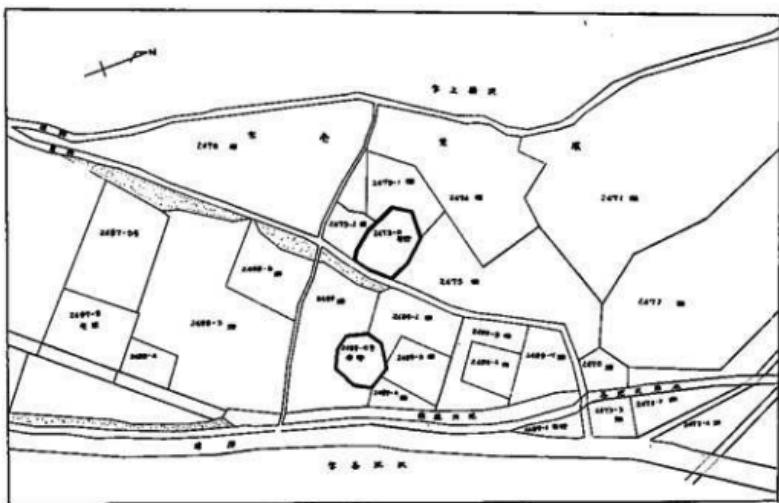
である。その後幕藩体制が整つて諸大名の江戸参観がしげくなる寛永二年（一六三五）以後、中山道も根本的に改修する必要に迫られた。この際の大改修によつてこ

66 御代田一里塚西塚



67 御代田一里塚東塚





68 御代田一里塚指定地域図

である。なお、追分宿の

東端には追分一里塚(西側)と  
武町(大字追分)にあるが、街道をは

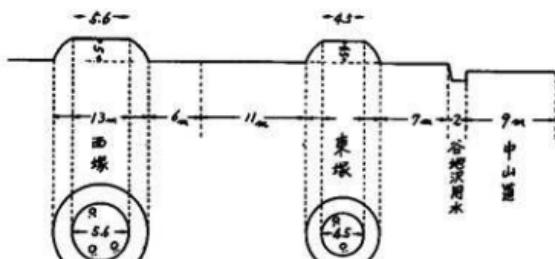
さんで南北に相対し、さ  
らに追分宿において中山

道と分かれた北国街道に  
も、馬瀬口宿近く、今は

街道より離れて馬瀬口一  
里塚(南側、北側ともに馬瀬口宿久慈川  
に有る)が存し、小諸唐松一里  
塚に通じていた。

御代田一里塚は、浅間  
山ろくを通る中山道と北  
国街道の二条の道に設け  
られた一里塚中で東塚・  
西塚ともに完全な遺構を  
もつ代表的な存在であ  
る。西塚は畠中に位置し、今日も旧中山道を行く人々の心をとりえ  
中山道交通史上重要な史跡である。所有者は御代田町であるが、今  
後さらにこの塚の環境を整備し、現存の形態を長く保存され、もつ  
て本県における一里塚の模式的遺構をもつ史跡としての面目を失わ  
ぬよう要望する。

なお、関係文献には、当代記三、家忠日記増補十八・朝野旧聞叢書古文七



69 御代田一里塚断面図

## 中野県庁（中野陣屋）跡

所在地 中野市大字中野字旧厅・東町下・中町下  
交通 長野電鉄線信州中野駅

この史跡は、明治初年伊那郡中野出張所に統いて中野県庁が設置され、江戸時代には南信濃の飯島陣屋と並んで北信濃における幕府

領を支配した有力な陣屋のあった所である。地域は、中野市の市街部、中町より東町にわたり、陣屋当時は、東西八六・四丈、南北六

尺、當時官舎の建て増しに迫られ、地元寄附によって、南門外に東西七二丈、南北

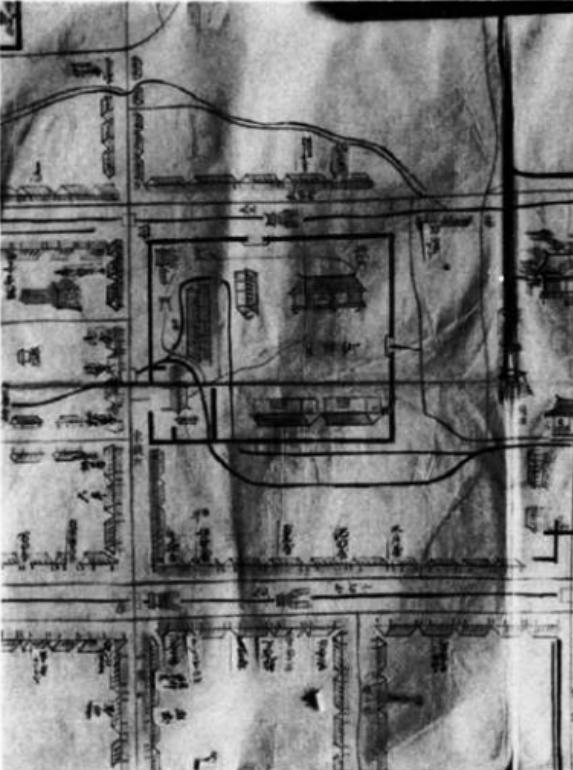
四・八丈、総坪五八畝であったが、中野

法連寺を飯島厅とし、本庁の復興を進め

ようとしたが、同四年七月本庁は長野町を移され、敷地は払下げになつた。

遺跡の主要部は中野町の所有となり、

ここに研智学校（中野小学校の前身）が創建され、その後、町田長左衛門氏がこの建物を譲り受け今日に至っている。陣屋小路に面して今日に至っている。陣屋小路に面し



70 文政ころの中野陣屋

分の畠地にも逐次に工作物が建てられて

現状のようになつた。この広い

史跡の中で当時の遺構を伝える

ものは、長さ七一尺、高さ

一・八尺、内外の石垣と、「陣

屋の井戸」と称する切石でたた

まれた深さ一二・六尺に及ぶ井

戸と、隙屋時代から鎮守となつ

ていた「隙屋稻荷社」跡 河野氏の屋敷跡

とがある。かつて隙屋ならびに

旧県庁舎のあつた地点には、現

在中野市中央公民館と柳南閣

門氏所蔵があるが、ここには当

時の遺構を認め得ない。

次にこの史跡の沿革の大要を

述べることにしよう。江戸幕府

の成立後、松平忠輝が松城郡代

に封ぜられたころ、高井郡に

は、忠輝領のほかに細・小笠原両氏の所領と中野および井上地方に

幕府領があった。忠輝の改易後、元和四年（一六一八）四月、中野

附近の幕府領が旗本河野氏の所領となり、翌五年七月、福島正則の

高井野上高井郡配流により、その他は大方福島領となつた。しかし寛

永元年（一六二四）七月、正則の死後ふたたび幕府領に繰り込み

れ、隙屋は西条市中野と金井上同に置かれた。その後、慶安三年（一六



72 中野県庁跡に建てられた中野市中央公民館（裏側）



五〇）河野氏が中野領を離れることになり、その所領は幕府領となつたので、西条・金井等の隙屋は河野氏の屋敷跡に移され、いよいよここが高井郡の幕府領の中心となり、代官天羽景慶七右衛門の治めることになった。この時よりこの隙屋には多少の変遷はあったが、だいたい高井・水内両郡の幕府領を管轄して幕末には支配高六万余石、百三十カ村におよんでいた。

明治維新、信濃の幕府領は名古屋藩の取締りを経て、明治元年（一八六八）八月、伊那県が設けられ、県庁は上伊那郡飯島村旧陣屋跡に置かれた。その管下は、信濃・三河にわたり出張所（分局）は中野・中之条・御影・塩尻・足助の五カ所に置かれ、創業の県政事務はいじるしく渋滞をきたした。ここにおいて本県は、政府に二県分割統治の意見書を提出してその準備を進め、明治三年九月、ついに中野県分離が布告された。よって中野県は北信濃の御影・中之条出張所をあわせて管轄することになり、官員も権知事以下二十六名と定められ、東京出張所も設け、追分・和田両宿に駅通官員を駐在させ、総高十五万余石を支配することになった。ところが創設に際して尽力した山下黙存（大蔵事）は中之条出張所廃止問題で失脚し、伊那県の高石知事（大蔵事）が代って中野県大参事に任命され、後任には永山盛輝が起用された。しかし中野県においては、政府や各藩で濫造した銭札に加えて鑄造の銭札なども流布し、打続く因作も手伝って民心は動搖し、同年十二月、ついに騒動となり、県庁は灰燼に帰し、焼失した。政府は直ちに近藩の協力をもとめて暴徒を鎮圧し、権知事に林友幸（大蔵事）を任命し、法連寺を飯島町として事件を收拾せ

73 中野縣守（中野陣屋）跡石垣



74 標 識

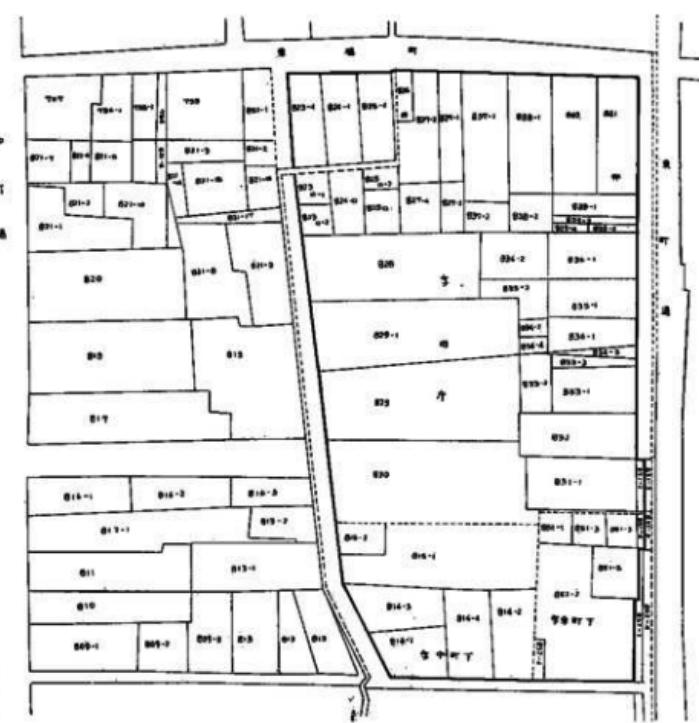


75 旧稻荷社のあったところ



しめ、ついで立木兼善（大蔵事）をその後任に任命した。立木権知事は着任以来、中野県の復興とかねて懸案であった長野取締所設置のこととで政府に折衝中、長野移行の意向に頗る、政府は地元民の意表をついて突如同四年六月、中野縣を廢して長野県の設置を布告した。こうした波瀾（ばなな）にとんだ中野県の治政は、わずか十カ月で終末をつけ、同年七月七日、立木権知事以下官員一同長野町に移り、ここに新興長野県の開庁式があげられたのである。

この史跡は、伊那県守（飯島陣屋）跡と相ならんで南北信濃にお



76 中野県庁（中野陣屋）跡指定地域図

ける、江戸幕府領と明治維新の政庁のあった重要な史跡である。しかし騒動の災禍やその後の変遷で、現在のこの遺構としては石垣と井戸、旧稻荷社跡にすぎないが、その環境をととのえて特に保存の道を講ぜられたいものである。

以上中野県庁（中野陣屋）跡の関係資料として、寛政重修諸家譜・中野県史料・綿貫家御用留・山岸家御用留・安藤日記・当御陣中絵図面、  
日記(昭和四年三月十四日)・飯島村誌等がある。なお、金井喜久一郎論考「中野県創建の當時」(二ノ九)、「中野県下の騒擾」(二ノ九)、「中野県から長野県へ」(三ノ五)がある。

# 御影陣屋跡

所在の場所 小諸市大字御影新田字屋敷  
交 通 信越線平原駅

御影陣屋は、御影新田の村落東寄りにある。御影新田を東西に通

する道路端に古めかしい高札場があつて、これと道路を隔てた北に石造りの鳥居とその奥に南面した社殿がある。ここが御影陣屋のあつたところで、高札場も陣屋所在當時からのもので、もとは木柵をめぐらしてあつたが、今は取り払われている。

当時の陣屋の規模は、高札場のある通路化に桟形を設け、幅二間半（四・五三メートル）の門道を「十一間（三八メートル）」行つた所に奥行二間（三・六六メートル）・梁間二間（四・五三メートル）半の瓦葺四脚門があつて、門に統いてその西脇に南北三間、東西二間半の控番所があつた。その西北に、南に堀をめぐらした三十六坪の役人宅母屋と大小屋一棟があつて、この役人宅の北に八十坪ほどの役所が建ち、この建物を開んで、西側に南北の長さ四十五間（六三・三メートル）東側に南北の長さ四十七間（七五・七メートル）、北側は東西十七間（二〇・八メートル）の堀があつた。

役所の北には堀との間に広い空

地（園地か）があつて、ここに一

間（一・八メートル）・一間半（二・七メートル）の稻荷社がまつ

られていて、裏門は東側堀の中央辺にあつた。

御影陣屋は、元禄十二年（西紀一六九九年）御影新田柏木小右衛門の屋敷内にはじめて陣屋を構え、伊那飯島陣屋・埴科坂木陣屋の兼任代官高谷太兵衛が代官所としたのにはじまり、管轄村は時によつて変動はあつたが、九十箇村三万石に及んだこともあつた。

御影陣屋が幕府代官所として職務を行なつたのは、元禄十二年から享保四年までの二十一年間、ただし嘉永四年表門再建時の棟札には享保七年までとしてある。次いで寛延二年（西紀一七四九年）から安永六年までの二十九年間、（この間は坂本陣屋代官兼務）つづいて安永七年間から文政七年まで四十七年間、九人の代官が専任代官として所管し、文政八年から慶応四年までの四十四年間十四人の代官が、埴科郡中之条陣屋にて御影代官所の所管を兼ねた。

したがつて、一期二十二年、二期通算百二十年、合せて百四十一

御代官 鈴木大左郎

奉行 白谷木平太

八戸庶太郎

高橋輝之助

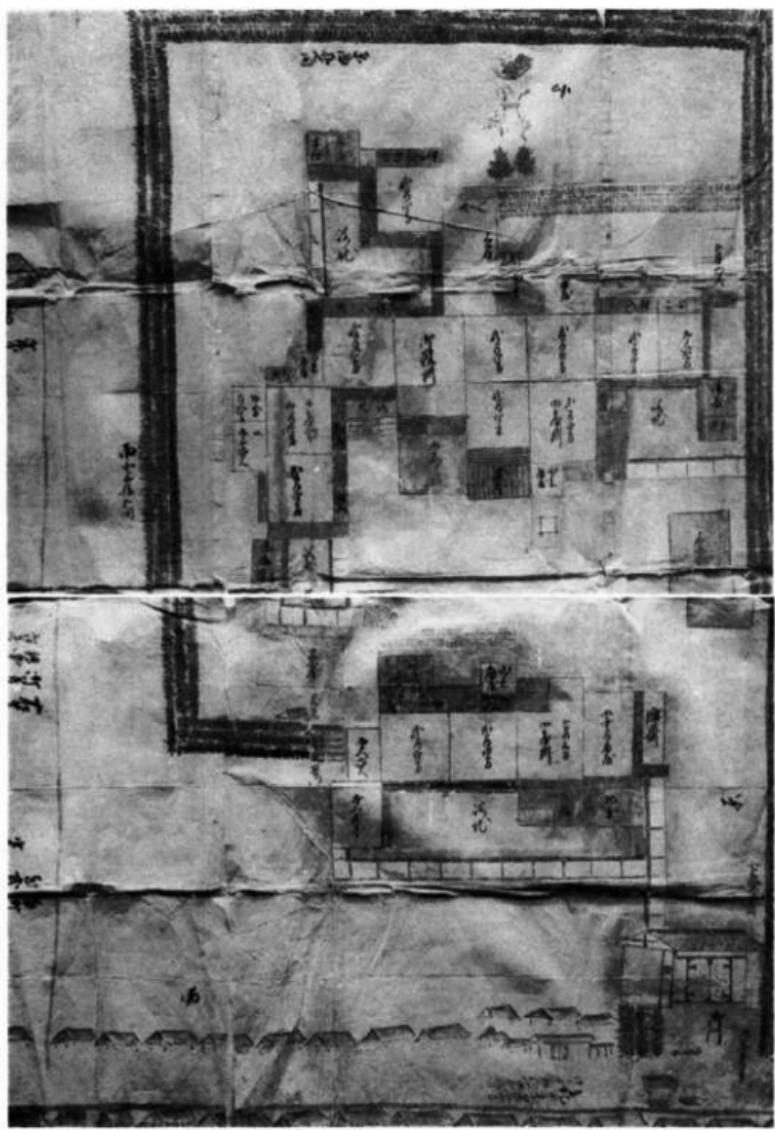
大工棟梁 金井藤次郎

信濃國佐久郡御影新田村陣屋 表門建替 嘉永四年卒業

大工棟梁

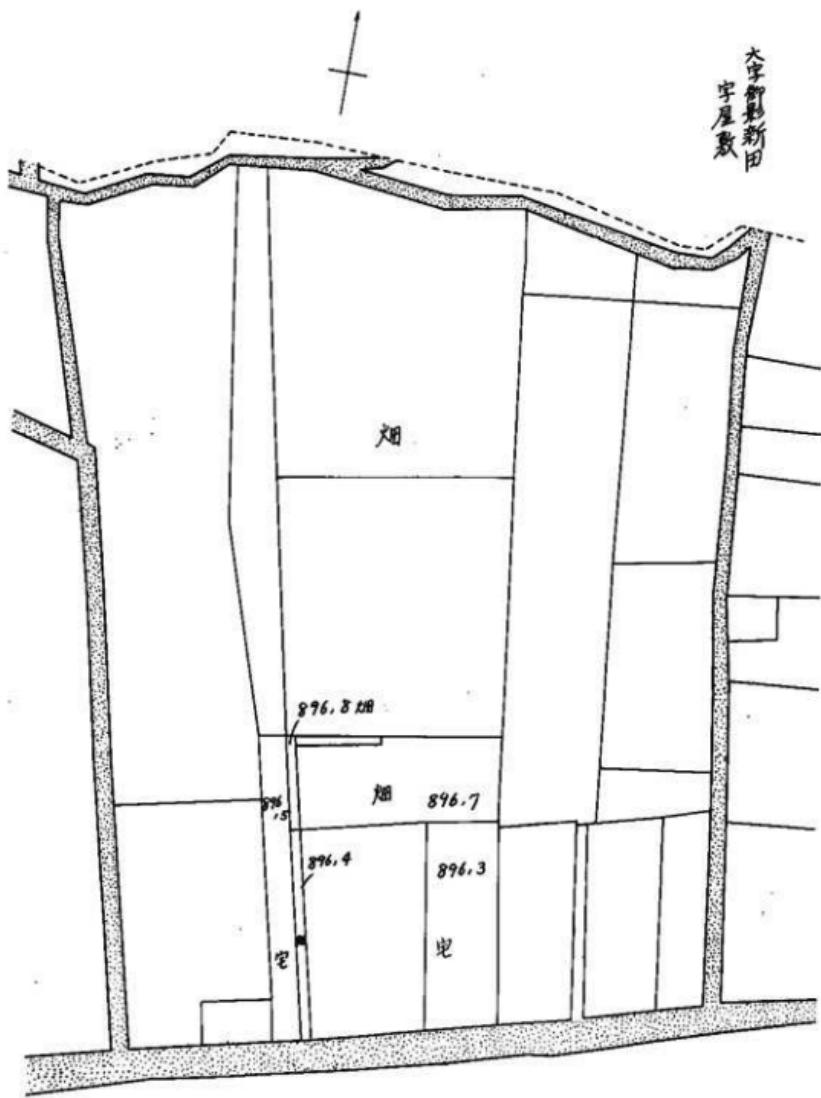
白谷木平太郎

大工棟梁



78 御影陣屋圖（寛政 3 年）

太宰御影新田  
宇屋敷



79 御影坤屋跡指定地域図

年の間、幕府代官がここを陣屋として民政を行なった。

陣屋当時の建物として今残っているものは、駿内北方にあった稻荷社が、社前にあった石灯籠六基および石鳥居とともに元陣屋の正門の位置に移建されて残っているに過ぎない。また、嘉永四年四月再建の陣屋正門は現在同市森山の塙川氏の正門に移建され現存している。

## 井上氏城跡

イ 居館 所在地 須坂市大字井上字御殿  
ロ 大城 カ 須坂市大字井上字金口

交 通 長野電鉄河東線井上駅

内社

内社

この城跡は、信濃源氏井上氏の本拠で、その居館は小坂神社内社の北、現在リソゴ園となっている字御堀の地籍にある。館跡の西南隅の一部が欠きとられている方一町一〇九步ほどの平たん地で、これをめぐって堀跡があり、南側と西側と特に明らかに認められる。居館の東方と南方は山城に、北方は鯉川に囲まれ、前面西方には豊沃

な水田が開け、湧泉地帯に近く位置している。故老の語るところ、館の南欠け地の近くから金銅觀音像高さ約四〇センチメートルのほか、多くの五輪塔が出土しており、また東北部には近年まで露の自生していた俗に「馬の飲水」と称していた湿地があつて、その近くに二抱えほどもあるカキの巨木推定三〇年もあり、西北部には最近まで人家もあったがこの附近では井戸の深さは約一メートルくらいという。御堀の東に接して字馬場があり、ここには現在石祠モチのまわりに五輪塔の断片



80 井上氏城跡を示す元禄ころの絵図

が集積されている。

大城は、この居館の本城で、居館の南方綿内地区を限って大洞山より西方に張り出した比高九〇尺の尾根に構築されている。大城の大手は狐崎から十九構地籍を尾根伝いに小城を経て、四条の空堀を越えて大城に向う線と、大洞山より下って六条の空堀を経て大城に向う線と二方面があり、両斜面とも急峻で、鎌倉時代ころにさかのばる古い構築地型をもっている。北面の搦手には、電光形に登る道が開かれ、これに沿って平たんに切りならされた段郭がところどころ認められ、本郭に至っている。この道はまたふもの淨蓮寺の境内に通じている。峰には本郭を中心二の郭・三の郭が一段に設けられて南面の敵に備え、北陰には広い郭を設けてある点は注目される。この山城に立てば、川中島地方を双眸にあつめうることができ、まことに戦略上の要害である。

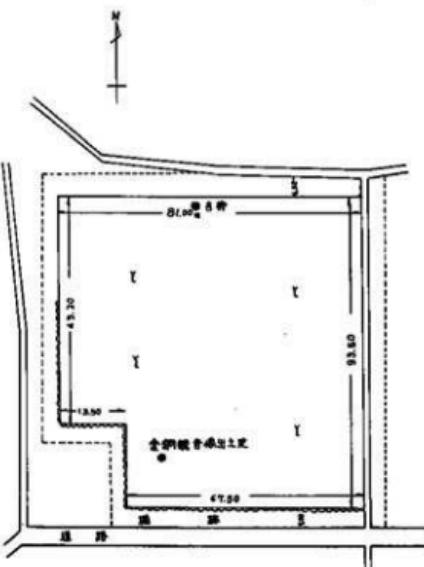
また大城の東方高市地区との境を南北に延びた比高一〇〇尺の尾根には竹の城があり、根小屋の土聚部落には宝篋印塔・五輪塔が多く集められている井上氏の墓地と称する小丘がある。ここから峠越えに仁礼方面に通する古道があり、なお、山城の延長は東部山岳地帶にある木曾殿城に至っている。

井上地方には平安時代に高位牧があり、その出自を源頼信の子頼季と称する井上氏は、はやくこの地に館して栄え、保科・小河原氏を配下とし、治承四年（一一八〇）には井上光盛が木曾義仲に応じて起ち、横田河原合戦にあらわれた。しかし、その後頼朝にうとまれて連坐するに至ったが、一族の村山・高梨・須田・米持・檜井等



81 井上氏居館跡

の諸氏は鎌倉幕府御家人として活躍している。また井上氏一族からいて宗教界に名をなした高僧には、真宗の善性・禪宗の無闇普門・大明・親庵・祖円・圓鏡・関山慈文・大照・玉山徳職・仁智・玉山玄捷・仁如・集堯等があり、戸隱山顯光寺の別当となるものもあった。南北朝時代より室町時代にかけ武人としての井上氏の活動は次第に活潑になり、綿内・狩田・長池・高田等の分家をもち、宗家を中心の一族の活動が目覚しくなってきた。その後武田信玄の進攻により、井上家は二派に岐れ、源六郎信満等は越後におもむき、綿内氏(井上)・仁礼衆はともに武田方に服し残留した。しかし天正一〇年(一五八二)この地方は上杉景勝領になつたので、源六郎等は還住すること



82 井上氏居館跡略図



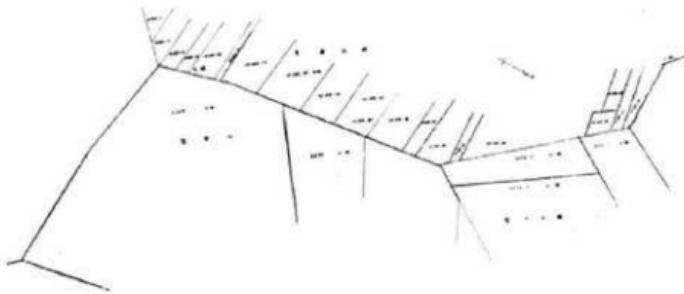
82 井上氏居館跡指定地域図



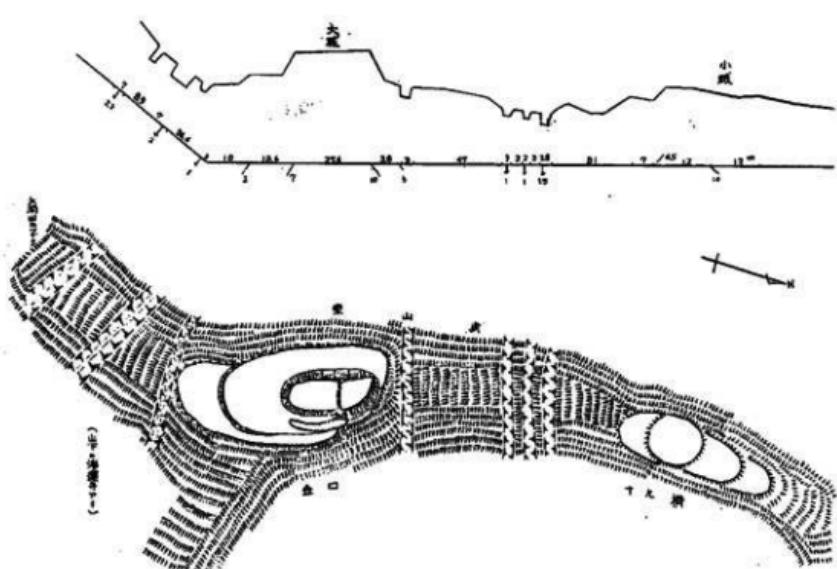
84 井上氏大城跡

がない、たまたま海津城代に抜擢された一族の須田満親を助け川中島地方の混亂を鎮めることに尽力した。慶長三年（一五九八）上杉氏の会津移封にともない井上氏一族もあげてこの地を退去した。その後この居館は幕府領の陣屋となり、一時小笠原忠知の陣屋に使用されたもののようにである。

この井上氏城跡の居館においては、これをめぐる堀が埋められて道路となつた部分もあるが、南側より西側にかけては、ほぼ一層高さの崖がのこり、それに沿ってはつきりと認められる堀跡の現状は是非とも保存すべきであり、また大城にあつては、本郭をはじめ諸郭・空堀・柵手の登り道等の遺構は附屬の山城とあわせて保護し、雄族井上氏の山城にふさわしい景観を



85 井上氏大城跡指定地域図

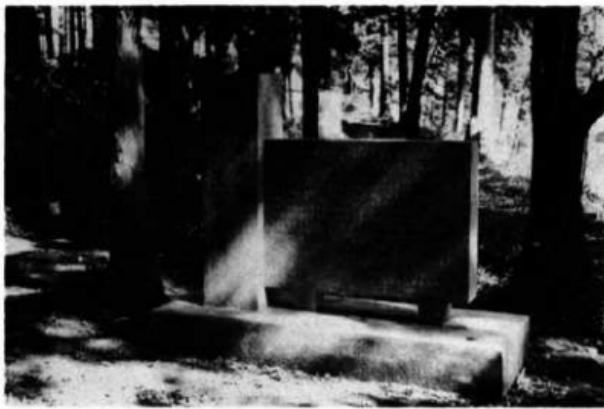


86 井上氏大城・小城跡略図

保持するよう要望したい。

この城跡に関する資料としては、信濃史料・上高井誌・歴史篇  
井上村絵図(天保十三年十一月、代・長野県史蹟名勝天然記念物調査報告書第三  
等がある。

長野県天然記念物



87 松島王塚古墳標識・説明板

諏訪大社上社社叢

八方屋根高山植物帶

武水別神社社叢

木下のケヤキ

## 諏訪大社上社社叢

所在地 諏訪市大字中洲字宮山  
交通 中央線上諏訪駅

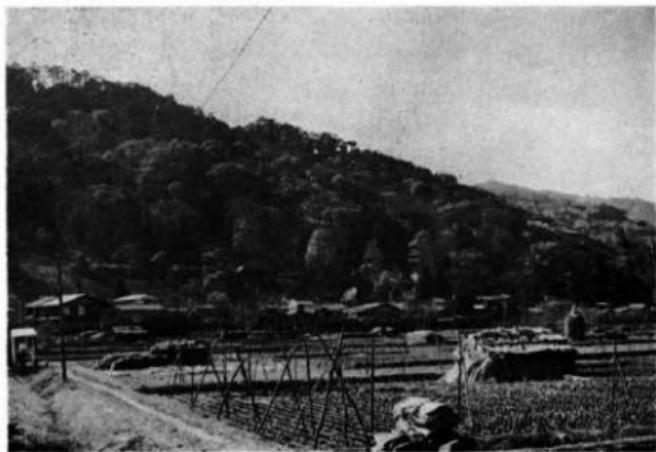
諏訪大社上社は、諏訪市中洲神宮寺部落の北端に守屋山を御神体としてまつられている。

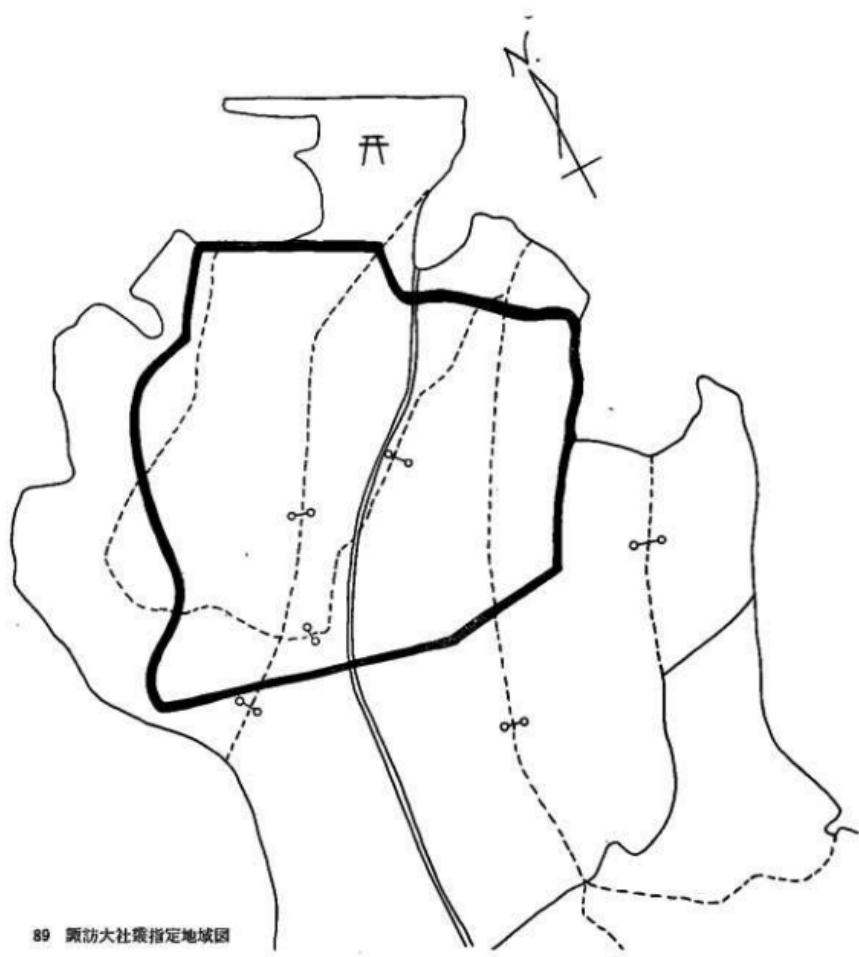
この社叢はもと二九・七五二む（三〇町歩）にも及ぶ大規模のものであったが、台風の被害その他の理由で大部分に手がつけられ、今は標高八〇〇~一、〇〇〇ばかりに及ぶ東北に面した神社つづきの部分だけが残されている。

その山ろくすなわち神社の社殿の周囲は、スギ・サワラ・カエデ・ケヤキ・サクラなど栽培されたと思われるものも多いが、それでもケヤキ・イチ・ハリモミ・フジキ・カラマツなどの大木の見事なものがある。神社つづきの中腹斜面はクリ・カエデ・フジキなどを主としてトチ・サワグルミ・ハリギリ・コブシ・ホオノキ・コナラ・カツラ・エノキ・ムクノキ・ミズキなど多種類の落葉樹が茂っている。さらに上部はアカマツやツガの針葉樹が主なものでその発育はすばらしい。

これら木本類だけでも一六〇余種を数えることができるというが、このうち常緑植物はアカマツ・ツガ・カヤなど針葉樹を含めて一五種にすぎない。常緑広葉のものはただの四種だけしかないと純落葉樹林に近いものである。このことは中部日本における古来の林相の変をそのまま示すもので、まことに貴重な存在である。

88 諏訪大社上社社叢全景（小島氏提供）





89 須訪大社叢指定地域図

そのうちクリについてみると、周囲二～五層にも及ぶ古木が三〇〇本にも及び、分布上おもしろいフジキも幹周一筋～二筋のものが三〇本くらいい自生し、さらにカエデの類は種類が多く古木がある。このような林相に加えて、この斜面には三本の小溪流と水こそないが湿地に富んだ谷合いが三つあり、ササの類が少ないため灌木・草本の種類も多く生育もすばらしい。木本を含めてその種類は九六科六〇〇種に近いという。特に中腹の林相が保護すべき重要な部分である。

なお、この社叢を構成する植物には、本州西部に自生し、本県中北部には見られないアワモリシ・ウマ・ヤマグルマ・モリイバラ・セツブンソウ・カザグルマなどが育

ち、タマアザサイ・ゴゼンタチバナ・ベニバナイチャクソウ・レン  
ブタソウなどのように、本州北部または深山のものも混生してい  
る。そのうえヤマブキソウやニリンソウ・ミヤマイラクサ・ウワバ  
ミソウなどのほか、いくつもの草本の大群落も見ることができる。  
なお、スワスミレのようになんここの特産といわれるものを含めてスミ  
レだけでも二〇種類を下らない。

## 八方尾根 高山植物帶

八方尾根、ケーブルの終点兎平から唐松岳への登山道に沿い、南  
股の谷をへだて、白馬岳高山植物帶に面した北斜面一帯で、北尾根



90 イワイチヨウ(上)  
91 ユキワリソウ(下)



所在地 北安曇郡白馬村大字北城  
交通 大糸線白馬駅

このように本社叢はほとんどが落葉樹で構成され、古木を交えて  
多種多様の種類といくもの美しい植物群落を同一箇所で見られる  
ことは珍しい。植物地理のうえからも、分類学上からも、特に生態  
学的にみて学術的に貴重な資料をそなえている。じゅうぶん保護を  
要する社叢である。

参考 飛田広 官幣大社諏訪神社上社社叢

はじまつて唐松岳頂上にいたる広大な地籍である。

この斜面のはとんどは急傾斜であるから、くずれる雪のため上部を除いてほとんどが灌木林と砂れき地で、ここには高木は育っていない。しかしこの附近でも山りょうのいただきだけにはダケカンバの高木が立ち並び、さらに八方池から上部はダケカンバを中心とした高木林で、おおわれて、その上部は高山植物帯である。

この下部の地域は標高にして一、五〇〇～二、〇〇〇肩にすぎないが、最下部の北尾根にはじまつて一部にはヒメコマツやクロベ、クロマメノキなどに交って、ハイマツやタヤマハンノキが生育し、砂れき地にはユキワ

リソウ・シロウマア

サツキ・ミヤマウイ

キョウ・ミヤマアズ

マギク・ミヤマムラ

サキ・タカネセンブ

リ・ムシトリスミレ

・チングルマ・オオ

タカネイバラなどが

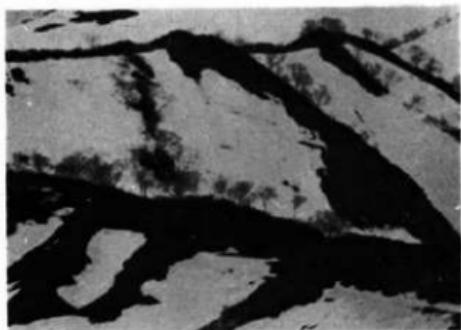
あり、雪どけのおそ

い斜面や窪地は湿地

や沼沢池となつて、

そこにはカライトソ

ウ・タヤマウツボ



92 尾根の上にだけ育つ高木（ダケカンバ）

93 八方尾根



94 八方尾根高山植物帶地域図



・イワイチヨウ・ムシトリスミレ・  
キンコウカなどのほかにオオコメツ  
ツジ・ムラサキヤシオツツジ・ウラ  
ジロナナカマドなどの灌木もよく育  
っている。いずれも高山または北地  
の植物であるため高山帯の灌木林や  
高山草原そのままの様相を呈してい  
るわけである。

このことは植物の垂直分布のうえ  
からみて、たいへん興味深い現象  
で、下部に高山植物帯の植物があつ  
て高度を増してから高木林が現れる  
という逆分布を示している。これは  
雪渓周辺の小部分の場合を除いて  
は、他にその類例の見られないこと  
である。

そのうえ下部の高山植物帯は、一  
五〇〇㍍といういちじるしく標高の  
低いところからはじまっているといふことも、北海道地方ならばと  
もかくとして、当地方にはきわめて珍しい現象の一つといわなければ  
ならない。

さらに注意すべきことは、この地域はエゾユズリハ・タムシバ・  
オオイタドリ・マルバマンサク・ナガハシスミレなどの日本海系の

95 (上)ハイマツ 96 (下)ミヤマムラサキ



植物がたくさん入りこんでいることもみのがすことはできない。

植物分布のうえからみて、きわめて興味深い貴重な資料を豊富に  
もった地域である。

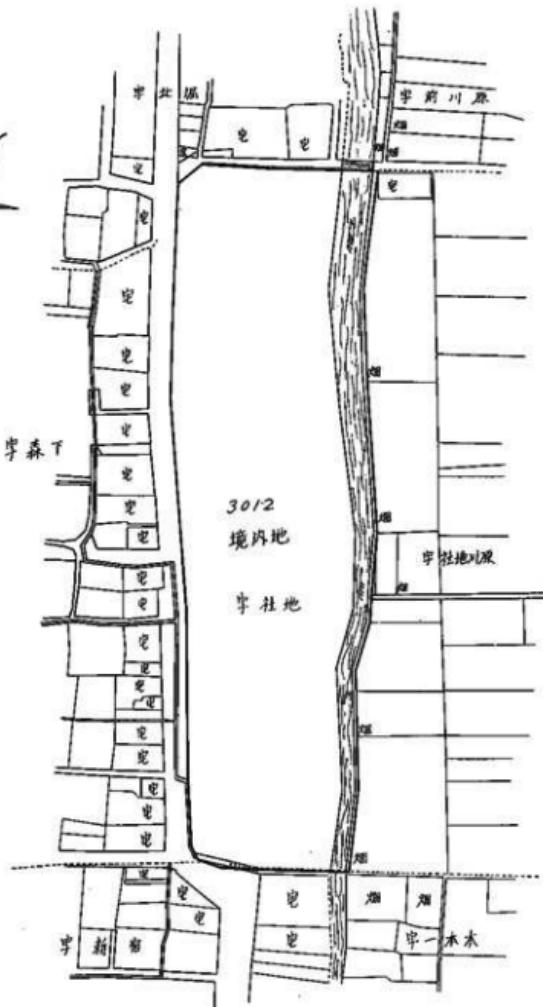
## 武水別神社社叢

所在地  
更埴市大字八幡字芝宮  
交通  
信越線董代駅  
横ノ井線福井山駅

板ノ井線鐵拾駅

武水別神社の境内は、一七、一四八平方筋で、ケヤキが一二六本、中には目通り三筋以上のものが二一本、スギが一九七本、ソメ

イヨシノ一二一本、ヒノキ一二一本、エノキ一〇本、ヤマモミジ四本ヤエザクラ三本、オニグルミ一本、ヒマラヤシーダー一本、ニセアカシ



97 武水別神社社叢指定地域図



ヤニ一本、サンショウウ、  
サイカチ、ネズミサシ  
風、トネリコバノカエ  
デ、ヒイラギ、イチゴ、  
サルスベリ、マユミ、  
ウ、イチイ、アオキ、  
メタセコイヤ、コガ  
キ、エンジ、イブ  
キ、ニワウルシなど各  
一本がある。

比較的小さな木の大  
部分は神社の周辺にあ  
り、巨木はケヤキで日  
抜きの場所にある。し  
たがつて外観ケヤキの  
純林のように見える。  
沖積層の平たん地で  
民家に接したところ  
に、これだけの面積と  
樹木数をもつ社叢は、  
北信地方では他にみら  
れない。

## 木ノ下のケヤキ

所在地 上伊那郡箕輪町大字中箕輪字下宮

交通 飯田線木ノ下駅

木ノ下のケヤキは、双葉保育園の庭のすみにあって、目通り幹周一〇・三五尺。上にゆくとかえって太くなっている。五尺上で枝が四本に分かれて中心のものが最も太く高さは二五尺にも達している。

ケヤキは、ニレ科ケヤキ属で、北海道を除いて全国いたるところの平地や丘陵地に育ち、特に関東・中部地方の広葉落葉樹を代表するものの一つである。大木になる樹種であって、古くから神社寺院



100 木ノ下のケヤキ



101 木ノ下のケヤキ全景

並木などとして栽培させている。したがつて県内にも大木も少くないが、材質が良いため次々と切られていくこともやむをえないことであろう。県内に大木として知られているもののがかつては四十数本あった。しかしそれも、今では枯れたり、倒れたり、なんらかの理由で切られたりしたものだけでも十本近くがあるので、その数はどんどん少なくなっている。

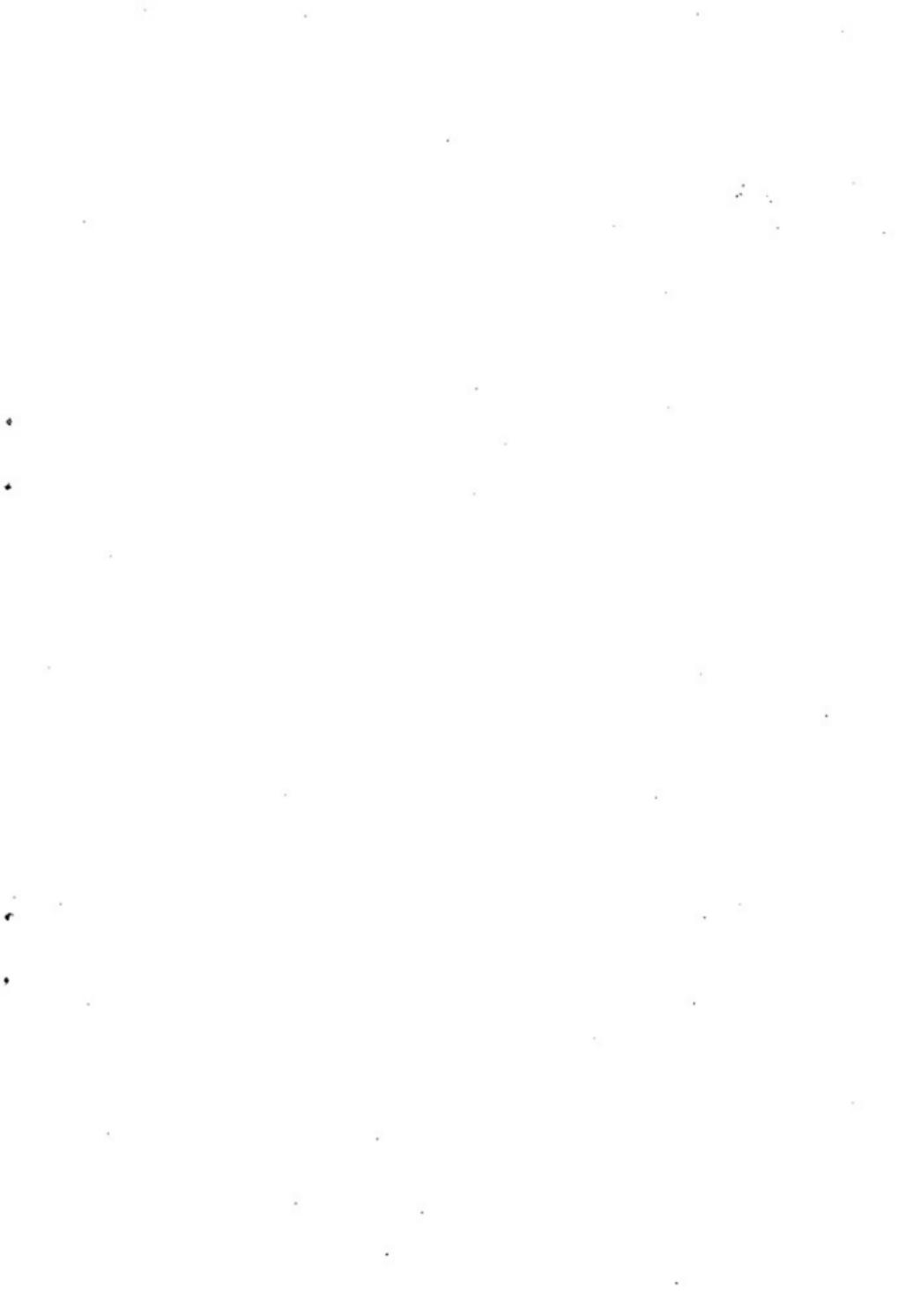
木下のケヤキは、古くから芝宮のケヤキといって、土地の人が親しんでいたものである。太さにおいて県下第一のものというだけではなく、枝の損傷がほとんどないこと、樹勢がいちじるしく盛んであること、ケヤキ特有の樹姿の整っているというすべての点から県下にこの右にでるものはない。歴史をこえて長い風雪に堪えてきたたくましさをじゅうぶん味いうる巨木である。（執筆 山崎林治）



102 木ノ下のケヤキ指定地域図

付

録



○長野県教育委員会告示第13号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により次の文化財を長野県宝、長野県史跡及び長野県天然記念物に指定する。

昭和39年8月20日

長野県教育委員会

長野県宝に指定するもの

名 称	員 数	所在の場所			住	所 有	者 氏 名
		都市町村名	大字	字			
（彫刻の部）							

石造御法螺形坐像 1基 墓科郡坂城町 板城 大宮 1,148  
桐竹彌彌透彌良社協立 2面 岩坂市 鳥居 蓬池7,130イ号3  
(絵画の部)

板塗著色觀音三十三身圖 15面 "

長野県史跡に指定するもの

名 称	都 市 町 村 名	大 字	字	地 番	地 目	地 積	住			所 有	者 氏 名
							所	在	の		
諏訪大社上社前宮神體跡	茅野市	宮川	子安下	2,004	境内地	坪	茅野市	中洲宮山	1	諏訪大社	
"	"	"	"	2,023 / 1	原野	12.00	"	"	"	"	"
"	"	"	"	2,024 / 1	"	14.00	"	"	"	"	"
"	"	"	"	2,025 / 1	境内地	14.87	"	"	"	"	"
"	"	"	"	2,029 / 1	"	61.25	"	"	"	"	"
"	"	"	"	2,030 / 1	"	603.71	"	"	"	"	"
"	"	"	"	2,030-1 / 2	"	128.25	"	"	"	"	"
"	"	"	"	2,030-1 / 3	"	105.30	"	"	"	"	"
"	"	"	"	2,030-1 / 7-1	"	679.27	"	"	"	"	"
"	"	"	"	2,030-1 / 1-2	"	430.00	"	"	"	"	"
"	"	"	"	2,030-1 / 3	"	174.48	"	"	"	"	"
"	"	"	"	2,030-1 / 8	"	144.15	"	"	"	"	"

高	遠	城	路	上伊那郡高遠町 東高速	大道道 2,632	"	100.00	"
"	"	"	"	前宮通 2,640	"	25.00	"	"
"	"	"	"	前宮 2,043	"	13.00	"	"
"	"	"	"	前宮 2,057 / 2	"	127.40	"	"
"	"	"	"	前宮 2,061 / 2	"	84.65	"	"
"	"	"	"	前宮 2,062	"	422.41	"	"
"	"	"	"	" 2,344 / 2	"	267.32	"	"
"	"	"	"	橋沢 2,568	"	37.50	"	"
"	"	"	"	前宮 2,584 / 2	"	2.00	"	"
"	"	"	"	" 反乱歩 9.18	"	"	"	"
"	"	"	"	上伊那郡高遠町 東高速	上伊那郡高遠町東高速 320	高 橋 宅 見	"	"
"	"	"	"	城 路 2,307 / 1	北 地	2.00	"	"
"	"	"	"	" 2,307 / 2	原 野	4.02	"	"
"	"	"	"	元 駿 路 2,307 / ~	原 野	1.0.18	"	"
"	"	"	"	" 2,307 / 4	烟	6.27	"	"
"	"	"	"	" 2,307 / ~	"	8.06	"	"
"	"	"	"	元 駿 路 2,307 / 1	公 園 地	3.01	"	"
"	"	"	"	" 2,307 / 4	烟	1.25	"	"
"	"	"	"	" 2,307 / 1	"	1.03	"	"
"	"	"	"	" 2,308	"	"	"	"
"	"	"	"	" 2,309 / 1	"	0.10	"	"
"	"	"	"	" 2,309 / 2	公 園 地	1.10	"	"
"	"	"	"	" 2,309 / 3	城 路	1.02	"	"
"	"	"	"	" 2,309 / 4	烟	6.19	"	"
"	"	"	"	" 2,308 / 1	"	8.22	"	"
"	"	"	"	" 2,308 / 2	原 野	1.7.09	"	"
"	"	"	"	" 2,308 / 3	"	8.15	"	"
"	"	"	"	" 2,308 / 4	"	4.27	"	"
"	"	"	"	" 2,308 / 5	公 園 地	2.20	"	"
"	"	"	"	" 2,307 / ~	烟	2.20	"	"

上伊那郡高遠町大字西高遠  
1,641 / 1  
兵庫県西ノ宮市相生町117  
東京都杉並区方南町214  
上伊那郡高遠町

高 橋 鉄 男  
加藤 勝 三  
高 遠 町  
木 山 游 人

荒 川 謙 三

		元町駅	2,299/1	"	0.11	
		"	2,299/2	稚地	1.08	1,646/1 上伊那郡高遠町
		"	2,295	烟	2.29	"
		"	2,296	"	4.07	"
		"	2,294	"	2.23	"
		"	2,291	稚地	1.22	"
		"	2,292/1	"	0.21	"
		"	2,292/2	"	0.10	"
		"	2,293	烟	3.09	上伊那郡高遠町大字東高遠 2,298/1
		城跡	2,298/1/2	宅地	1.00	荒川謙三町
		"	2,297/1	稚地	1.12	高遠町
		"	2,297/1/9	"	1.006	"
		"	2,297/1/10	公園地	1.007	"
		"	2,297/1/11	"	"	"
		"	2,297/1/12	"	7.11	"
		"	2,297/1/13	"	1.1.02	"
		"	2,297/1/14	"	1.1.22	"
		"	2,297/1/15	"	1.6.20	"
		"	2,299/6	"	0.20	"
		"	2,299/8	原野	3.05	"
		"	2,300/1	公園地	1.1.06	"
		"	2,300/2	"	1.15	"
		"	2,300/3	"	3.04	"
		"	2,300/4	"	2.09	"
		"	2,300/5	"	3.23	"
		"	2,300/6	"	0.22	"
		"	2,300/7	"	1.8.05	"
		"	2,300/8	"	1.2.25	"
		"	2,300/10	"	1.4.01	"
		"	2,300/11	"	3.18	"
		"	2,301/1	"	9.9.11	"

{ 大高  
高遠町  
名古屋市

原野 2,302 / 1 高速場 1.29  
 公園地 0.15  
 城跡 2,302 / 5 通勤場 1.22  
 馬場町 2,282 / 4 煙 5.07  
 城跡 2,282 / 4 原野 6.01  
 城跡 2,283 / 4 煙 3.03  
 城跡 2,283 / 口 原野 2.06  
 城跡 2,285 / 4 煙 2.08  
 城跡 2,285 / 口 " 5.17  
 城跡 2,285 / 口 原野 0.19  
 城跡 2,245 煙 2.15  
 外馬場 2,309 / 口 1.00  
 花畑 421 / 口 原野 3.10  
 城跡 2,297 / 2 雜地 0.21  
 馬場町 2,284 煙 3.06  
 城跡 35 公園地 233坪

植科郡松代町, 360

松代城(雄津城)跡 塚科郡松代町 殿町  
 城跡 36 / 1  
 城跡 36 / 2  
 城跡 40  
 城跡 40 / 1  
 城跡 41  
 御代田 一里塚 2,459口号  
 北佐久郡御代田町 御代田 2,473口号

上伊那郡高遠町大字西高遠  
 1,612  
 上伊那郡高遠町山川新瀬町  
 高遠町

長野県天然記念物に指定するもの

名 称	所 在 の 場 所							所 有 者	氏 名
		地 番	地 目	地 積	住 所	所 有 者	氏 名		
麻防大社上社社叢	市町村名 大字 字	中洲	宮山	653/1	焼内地	72,570.76	のうち1部	渕市中洲字宮山	麻防 大社
"	"	"	"	853/2	"	"	"	"	"
"	"	"	"	853/3	用里水路	322坪のうちの1部	"	"	"
"	"	"	"	853/4	保安林	1,396坪のうちの1部 (光澤11,46652)	"	"	"
八方屋根高山植物帶	北安曇郡白馬村 北城 西山	4,487/1	山林	197.4.7.22	北安曇郡白馬村	白馬村	"	"	"
"	"	4,487/2	深安林	84.6.9.05	"	"	"	"	"
"	"	4,487/11	"	317.8.3.00	"	"	"	"	"
"	"	4,488	山林	0.1.0.00	"	"	"	"	"
"	西山湯屋敷	"	"	"	"	"	"	"	"

○長野県教育委員会告示第17号

文化財保護条例(昭和35年長野県条例第43号)第2条の規定により次の文化財を長野県史跡に指定する。

昭和39年11月26日

長野県教育委員会

名 称	所 在 の 場 所						所 有 者	氏 名
	市 町 村 名	大 字	字	地 番	地 目	地 積		
御影草尾跡	小諸市	御影新田	星敷	895/1	畠	1722.00	小諸市御影	柏木 隆雄
"	"	"	"	896/7	"	258.25	"	"
"	"	"	"	896/3	宅地	164.16	"	柏木 易雄
"	"	"	"	896/4	畠	31.50	"	柏木 雄子
"	"	"	"	896/5	宅地	92.22	"	"
"	"	"	"	896/8	畠	9.70	"	"

中野東厅(中野西廳)跡	中野市	中野	旧 庁	826	12.00	中野市大字中野 中野区
				829 / 1	"	305.00 "
				829	"	241.00 "
				830	"	252.00 "
				831 / 2	"	3.25 "
			東町下	851 / 4	2.20	"
			旧 庁	853 / 1	63.00	"
				853 / 2	29.00	"
				853 / 3	11.00	"
				823 / □ / 1	12.00	中野市大字中野828 柳長料理店
				837 / 2	20.00	町田 慶一
				823 / □ / 2	15.00	町田 長左衛門
				825 / □ / 1	24.00	"
				827 / 3	19.00	"
				827 / 4	25.00	"
				828	172.00	"
				834 / 1	53.40	"
				834 / 2	26.16	"
				834 / 3	9.60	"
				834 / 4	84.00	"
				835 / 1	68.00	"
				835 / 2	23.00	"
				836 / 2	33.00	"
				838 / 2	23.85	"
				827 / 1	52.00	中野市大字中野831 / 1
						松木 次良



## ○長野県教育委員会告示第1号

文化財保護条例(昭和35年長野県条例第43号)第2条の規定により、次の文化財を長野県宝に指定する。

昭和40年1月14日

## 長野県教育委員会

名 称	所 在 の 場 所	所 有 者	氏 名
名 称	所 在 の 場 所	所 有 者	氏 名
大刀 太鉢 太刀 太刀	松本市 大字 上田市 大門町 松本市 大字 上田市 大門町 上田市 大字 上田市 大門町 上田市 大字 上田市 大門町	松本市 松本 市 松本市 松本 市 上田市 上田市 上田市 上田市	江原正一郎 河合 平輔 富山 達雄 吉川 伸也
内子牛八角 弘化四年丁未春二月上总佐同國上 山開寺塔作之 作之	1 口 1 口 1 口 1 口	松本市 松本 市 上田市 上田市 上田市 上田市	1029-3 5426 5426 1113
内子牛八角 弘化四年丁未春二月上总佐同國上 山開寺塔作之 作之	松本市 大字 上田市 大門町 上田市 大字 上田市 大門町 上伊那郡中川村 大字 片桐中村 大町市 大町 九日町	松本市 大字 上田市 大門町 上伊那郡中川村 大字 片桐中村 中川村 片桐中村 大町市 大町 九日町	江原正一郎 河合 平輔 上伊那郡中川村 大字 片桐中村 中川村 片桐中村 大町市 大町 九日町
内子牛八角 弘化四年丁未春二月上总佐同國上 山開寺塔作之 作之	839 / 2 839 / 3 839 / 4 840	" " " " "	8.76 9.20 3.64 87.00
内子牛八角 弘化四年丁未春二月上总佐同國上 山開寺塔作之 作之	金原 元留	"	"

○長野県教育委員会告示第2号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次の文化財を長野県宝に指定する。

昭和40年2月25日

長野県教育委員会

名 称	林 員 数	所 在 の 場 所				住 所	有 所	氏 名
		都	郡	町	字			
御 裳 開 口	1 口	下伊那郡	阿南町	西 条	2,080	下伊那郡阿南町西条2,080	早稲田神社	

長野県史跡に指定するもの

名 称	所 在 の 場 所						住 所	有 所	者 名
	都 市	町 村	大 字	字	地番	地 目			
井上氏城跡	須坂市	井 上	御 煙	2,475	2,480	烟	反詠歩 1,608	須坂市大字井上2,398	一 色 利 雄
イ原館	"	"	"	"	2,481	"	0.27	"	"
"	"	"	"	"	2,481	口	0.03	新潟県糸魚川市大字横町47の2	一 色
"	"	"	"	"	2,470	烟	5.11	須坂市大字井上2,447	利 雄
"	"	"	"	"	2,471	"	2.28	"	志や字
"	"	"	"	"	2,475	"	2.28	"	一色忠治
"	"	"	"	"	2,476	"	1.27	"	一部一郎
"	"	"	"	"	2,478	"	2.04	"	相馬人
"	"	"	"	"	2,479	"	7.01	"	一色五六



八丁堀保 第1号墳(高塚) 第2号墳(一葉塚)	須坂市	八町	越塚	286のべ 墓地	3.20	須坂市上八町	上八町区長
"	"	"	"	287のべ 原野	5.02	"	神林嵩市
松島王墓古墳	上伊那郡 英輪町	中安輪	王墓	8,548の1 山林	4.3.21	上伊那郡英輪町大字中安輪9,987	松島神社
"	"	"	"	"	"	"	"
下原跡背塚古墳	下原跡町	鍋火社	背塚	8,547 神内地	9.27	500.15 下原跡町中州富山	诹訪神社
森村草塚古墳	更埴市	巖代	一童山	3,340 332の甲 山林	3.36 29'3反脇の うち1番分の 4反脇歩の うち1番分 (計 600坪)	更埴郡上山田町大字上山田 3,825-18号	波辺静夫
"	"	"	大穴山	3,122の13 " "	"	更埴市大字赤池 689	西村武夫
"	"	"	赤池	3,130の2 " "	"	"	北原淀美

長野県天然記念物に指定するもの

名 称	所 在 の 場 所						所 有 者	
	郡 町村名	大字	字	地番	地目	地 稟	住 所	姓 名
武水別神社社叢 木ノ下のケヤキ	更埴市 下伊那郡 英輪町	八幡	社地	3,012の2	境内地	5,716 反歩歩 1.3.06	更埴市大字八幡 3,012 上伊那郡英輪町大字中安輪12,500	武水別神社 武水別南宮神社

長野県指定文化財調査報告 第3集

---

刊行年月日 昭和45年3月30日

刊行者 長野県教育委員会

印刷所 西沢印刷株式会社

印刷部数 500部(第 11 号)

---